

三重県食を担う農業及び農村の
活性化に関する基本計画

～ 「持続可能なもうかる農業」の実現に向けて ～

令和2年3月
三 重 県

目 次

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

知事メッセージ	1
持続可能なもうかる農業の実現に向けて	
第1章 基本計画策定の考え方	2
1 策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢	4
1 食と農業・農村を取り巻く環境の変化	
2 三重県の農業・農村の現状と課題	
第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方	28
1 農業・農村の果たす役割	
2 めざすべき将来の姿	
3 計画の期間	
第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開	35
基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給	
基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	
基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮	
基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	
第5章 推進体制の整備	54
1 計画の推進体制	
2 注力する取組とその推進体制	
参考資料	65
1 用語の解説	
2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	

持続可能なもうかる農業の実現に向けて

三重県知事 鈴木 英敬



今回、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の策定にあわせ、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を改定しました。

この基本計画は、三重県の食を担う農業・農村の活性化に向けた施策の基本であり、農業者をはじめ、関係機関や消費者等さまざまな方々の参加を得て施策推進する上での指針となるものです。

現在、本県の農業・農村では、大規模な法人経営体などが育成されてきた一方で、人口減少や高齢化の進展、若者等の流出などにより、働き手の不足が顕在化するとともに、中山間地域等の条件不利地域を中心に、営農継続が困難な集落の発生などが懸念されています。

このため、改定した基本計画では、持続可能なもうかる農業の実現に向け、めざすべき将来の姿の一つとして、「雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら、地域農業が継続・発展していく姿」を新たに設定し、大規模な法人経営体のみならず、これまで地域農業を担ってきた家族農業などの継続・発展を図っていくため、農業の収益力を高める「産業政策」と、地域の農地を保全し多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として、施策を展開していくこととしています。

また、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」でも、法人や大規模経営だけでなく、継続的に農地利用を行う中小・家族経営等についても、地域農業を支える重要な役割を果たしている現状を踏まえ、産業政策と地域政策の両面から支援を行うこととされています。

こうした大規模から中小規模に至るさまざまな主体が共生・活躍する地域農業は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」ことに通じるものであり、必ずや実現を図る必要があります。

県では、今後とも、県民の皆さんの期待に応えられる農業・農村の実現に向け、農業者はもとより、市町や農業団体等と緊密に連携しながら、基本計画に基づく施策に全力で取り組んでまいります。

県民の皆様におかれましては、今後とも、基本計画の推進に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年3月

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

三重県の農業・農村は、南北に長く、また、海岸線から山脈に至る多様な地形を有する県土や四季の変化に富んだ自然環境の中で、農業者のたゆみない取組と農村地域での連携活動のもと、新鮮で安全・安心な農産物を、県民の皆さんをはじめとする多くの消費者に安定的に供給してきました。

また、農業の営みを通じて、洪水防止などによる県土の保全、豊かな農村景観の形成、過去から培われてきた伝統文化の伝承など、県民の皆さんの生活の安定と向上に寄与する重要な役割を果たしており、地域住民をはじめ、三重県を訪れる人びとにも安心感や心の豊かさを提供しています。

しかしながら、人口減少が進行する中、国内市場の縮小、高齢化や担い手不足等により、三重県の農業・農村は、食料の生産力や安定供給力、農村活力が低下するなど厳しい状況におかれています。

一方で、農業を取り巻く情勢の変化として、消費の動向は、社会の成熟に伴い、モノの消費からコトの消費、さらには、誰にとっても「役に立つ」モノやコトの消費から個人にとって「意味のある」モノやコトの消費に変化しているといわれており、食についても、中食・外食需要が拡大する一方で、「安全・安心」をベースとしながら、「機能性」や「物語性」、「体験」などを組み込んだ商品やサービスなどを求める傾向が高まっています。

また、新しいテクノロジーとして、AI（人工知能）やIoT*（Internet of Things）、ロボット、センシング、ドローンなどの技術が急速に進歩、実用化しており、自動化や省力化、生産性や付加価値の向上、後継者への技術継承に向け、農業への実装化が求められています。

さらに、社会の動向として、生産年齢人口の減少に伴い、女性や障がい者の就労、引きこもり状態にある働きづらさを感じている人びとの社会参画など地域共生社会の実現とともに、やり甲斐を持って働ける環境の整備など働き方の改革をめざす方向にあり、農業は、こうした人びとが活躍し輝ける場としても、大きな期待が持たれています。

加えて、国際的には、日豪EPA*やTPP11、日欧EPAの発効に続いて、令和2年1月より日米貿易協定も発効され、輸入増加に伴う国内産需要の減少が懸念される一方で、国際水準GAP*の認証取得等と合わせ、海外への販路拡大やインバウンド需要の獲得に向けたチャンスが到来しています。

農村の状況は、都市近郊では他産業従事者との混住化の進展、中山間地域等では人口減少、高齢化などの進行により、集落機能が低下しています。特に、中山間地域等における集落では、担い手不足により営農継続が困難なところが出てきています。

国連では、2019～2028年を国連「家族農業*の10年」として定め、重要な役割を果たしている家族農業の発展の必要性を打ち出しています。

こうした中、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍に向け、法人や大規模経営だけでなく、これまで地域農業を担ってきた家族農業などの維持・継続を図っていくため、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めていく必要があります。

また、国においても、新たな「食料・農業・農村基本計画」の中で、人口減少が本格化する社会であっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能*の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として進めることが示されており、こうした国の施策をしっかりと活用しながら着実に取組を進めていく必要があります。

昨今の農業・農村における脅威として、地球温暖化の影響などにより、豪雨や台風被害が激甚化しており、防災の観点から、ため池や排水機場などの整備が最重要課題になっているほか、夏の異常高温に対応した生産対策などが必要となっています。

さらに、県内では、野生鳥獣による農業被害は減少しつつも、依然として年間2億円を超える被害となっており、農業者の営農意欲などを減退させていることから、地域における防護体制の構築が求められています。

加えて、畜産業では、CSF*が10府県55農場(令和2年1月20日時点)で発生しています。本県でも懸命の防疫対策を講じてきましたが、7月に県内の農場においても発生しました。国では、CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針が改定され、ワクチン接種が可能となりましたが、引き続き飼養衛生管理を強化・徹底するなど、家畜伝染病に対する高度なリスク対応が必要となっています。

こうした現状認識のほか、本県の認定農業者*における平成30年の農業所得の状況は、経営実態調査の結果、平均で770万円となり、他産業従事者の所得を超えているものの、およそ3分の2が500万円未満となっています。経営類型別では、特に水田農業経営の農業所得が相対的に低くなっており、経営の規模拡大と効率化に向け、農地の集積と集約化を促進することが喫緊の課題となっています。

この計画は、現状認識などのもと、県民の皆さんや関係者の英知を結集した創意工夫により、ピンチをチャンスへと転換しながら、「持続可能なもうかる農業」として、県民の皆さんの健全で豊かな食の実現と、三重県の農業・農村の持続的な発展に向け、将来のめざすべき姿を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、県民の皆さんの意見を反映し、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第1項の規定に基づく基本計画として知事が定めるもので、三重県の食を担う農業・農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者等のさまざまな方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活性化を進める上での指針となるものです。

また、農業者や農業団体、市町には、農業・農村の振興に向けた取組を進めるための共通の指針として、さらに、県民の皆さんには、農業・農村の振興に理解をいただくとともに、自らの健全で豊かな「食」の実現に向け、「食」と「農」との望ましい関係づくりへの協力・参画をしていただくための指針として、利用されることを期待しています。

3 計画の期間

この計画は、令和2(2020)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年とする10年間の計画です。農業・農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農政展開を図ることができるよう、おおむね5年ごとに見直します。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1 食と農業・農村を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少・高齢化の進行、地方創生の取組の本格化

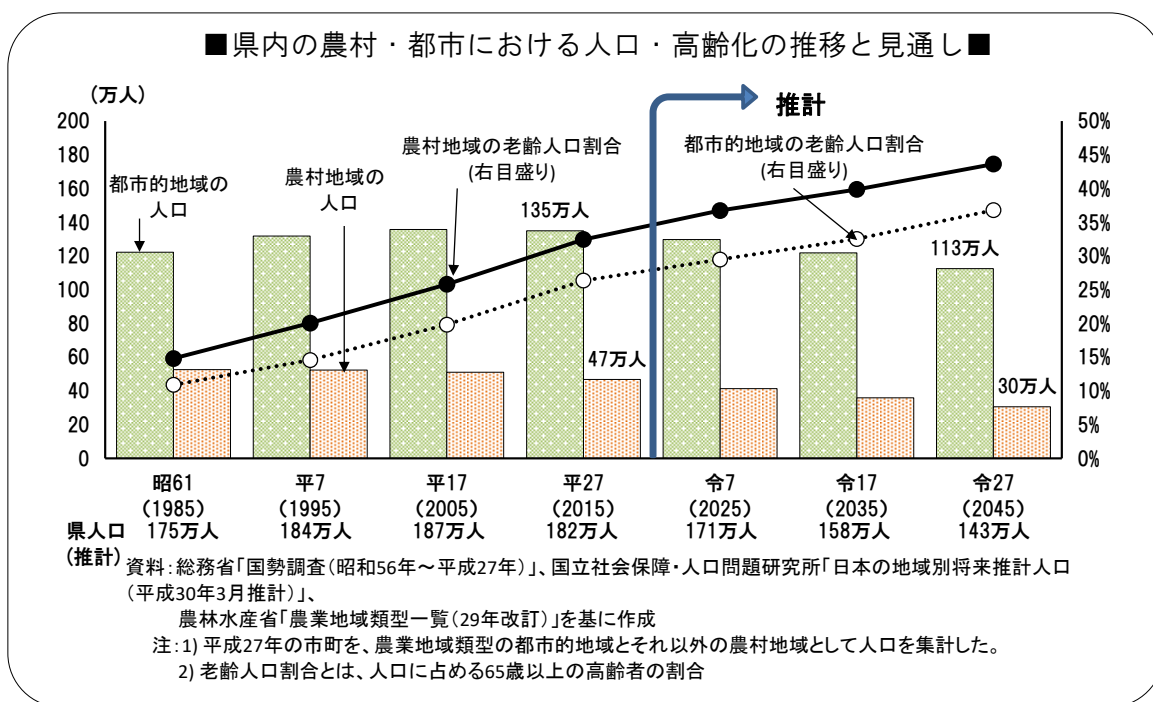
日本の人口は、平成21年をピークに減少に転じており、高齢者比率も高まっていることから、今後、国内の食市場はますます縮小することが予想されています。

本県の人口も、平成19年の約187万3千人をピークに減少に転じ、平成30年10月1日現在の人口は179万1千人となっています。また、本県の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が行った地域別将来推計（2018年3月）によると、2045年には143万人となり、2015（平成27）年から約21%減少すると予測されています。さらに、平成30年時点の65歳以上の老年人口割合は29.4%となっており、2045年には38.3%まで増加すると予測されています。

特に、農村部においては、都市部に先駆けて人口減少と高齢化の進行が著しくなっており、その中でも中山間地域等では生産条件の不利性などから、高齢農家のリタイア等により、営農活動の継続困難による耕作放棄地の発生、集落機能の低下などが懸念されています。

このような中、平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、それぞれの地域が、少子高齢化に伴う人口減少への歯止めや東京圏への人口の一局集中の是正などに向け、創意工夫により、住みよい環境を確保して活力ある地域社会を構築する「地方創生」の取組を本格的に実施しているところです。

三重県でも、これまで、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口の自然減と社会減に対応する取組を進めており、特に、農業・農村の振興にあたっては、自然減対策として、農業で若者が安定した経済基盤を確保できるよう雇用対策に取り組むとともに、社会減対策として、農業による就業の場の創出や労働環境の整備など、定住につながる取組を進めています。



(2) グローバル化のさらなる進展

世界中の国を対象とするWTO交渉が難航する中、2国間や特定の国・地域間におけるEPAやFTA*の締結が拡大しています。

日本では、現在、日豪EPAやTPP11、日欧EPAを含め、17の協定に加え、令和2年1月には日米貿易協定が発効するとともに、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）*といった経済連携に向けた交渉も進められているところです。

国では、TPP11や日欧EPAの発効により必要となる施策をまとめた「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づいて、強い農林水産業の構築に向けた「体質強化対策」と我が国の農産物として重要な5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を生産する農業者等の「経営安定対策」を進めているところです

今後、発効した協定により、年々、関税率の低下、撤廃が進むにつれ、関係国からの農産物の輸入が徐々に増え、国産農産物の需要が減少する懸念があることから、引き続き、国の施策などを活用しながら、国際的にも競争力が高い国産農産物の安定供給に向け、持続的な生産体制を構築していくことが求められています。

(3) CSFの発生など、防疫リスクへの対応強化

CSFについては、平成30年9月9日に岐阜県で発生して以降、令和2年1月20日時点で10府県55事例が発生しています。また、感染源とされるCSFウイルスの陽性反応を示した野生イノシシも、12県で1,755頭確認され（令和2年1月17日時点）、今後も拡大していく懸念があります。

本県でも、岐阜県等での発生をふまえ、これまで防疫対策を講じてきましたが、令和元年7月に発生が確認され、飼養されてきた豚の殺処分と農場における徹底した消毒など、防疫措置を講じたところです。

こうした中、国は、特定家畜伝染病防疫指針を改定し、豚への予防的ワクチン接種に取り組むことを決定し、CSFが発生した県などではワクチン接種が進められています。

CSF以外でも、鳥インフルエンザや近年ではASF（アフリカ豚コレラ）の国内侵入が懸念されており、これまで以上に、家畜伝染病に対するリスク対応の徹底が求められています。



■ CSF発生農場内の防疫措置 ■

(4) Society 5.0やSDGs等の新たな潮流

○ Society 5.0の実現に向けた動き

Society 5.0は、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の「第5期科学技術基本計画」において、我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱されました。

これまでの情報社会（Society 4.0）に続く Society 5.0で実現する社会では、IoTで全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難が克服されるとされています。また、AI

により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化などの課題も克服していくことが期待されています。

農業分野においても、農業者の急激な減少による労働力不足、国内の食市場の縮小、グローバルな食市場の急速な拡大などの課題に対応するため、生産性の向上や規模拡大、作物の品質向上、新規就農者等への技術継承、高度な農業経営などを実現する「スマート農業」の技術として、AIやIoT、ロボット、センシング、ドローン等の先端技術の実装が求められています。また、流通分野においても、農産物や加工品の原材料の流通経路、保管管理などの状態を簡単にトレースバックできる技術の確立が望まれているところです。



○SDGsの動き

SDGsは、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの面でバランスがとれた社会をめざす世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されています。

貧困や飢餓から、環境問題、経済成長や働きがい、ジェンダー平等に至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人びとが人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標となっています。

農業の振興は、経済の成長、女性や障がい者の活躍、再生可能エネルギーの活用や生物多様性の確保、食育*の推進や食品ロスの削減など、ほぼすべてのゴールに貢献するものとなっています。

また、国連では、2017年の国連総会において、2019年～2028年を国連「家族農業の10年」として定め、加盟国および関係機関等に対し、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進等を求めています。

全国の農業経営体数は約138万経営体（2015年）で、このうち家族経営体（1世帯で事業を行う経営体で、雇用者の有無、法人化の有無は問わない。）は134万経営体となっており、農業経営体全体の98%を占めています。これはEU、米国など他の先進国でも同様の状況となっております。

本県においても、農業経営体26,423経営体のうち、家族経営体が25,876経営体で、97.9%を占めており、今後も農業の担い手として確保、育成していくことが必要です。

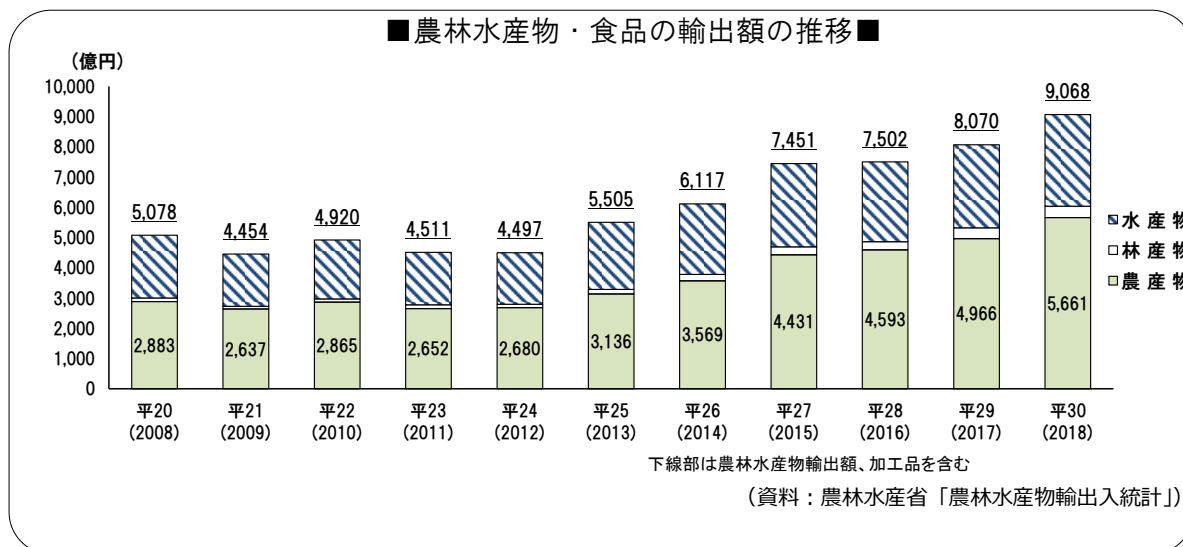
特に、農村では、地域農業の維持・発展に向け、広域的に営農する農業経営体を中心としながら、小規模な兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家、企業やNPO法人などが参画し、それぞれが共生していく営農体制を構築することが求められています。



(5) 国内消費の減少と海外需要の拡大

国内市場は、人口減少、少子高齢化により量的に縮小傾向で推移しており、特に、国産農産物の消費量の減少として、主食である米が近年では毎年10万トンが減少しているほか、温州みかんなど主に生鮮食品として供給されている国産果樹も消費を減らしています。

一方で、アジア経済圏における富裕層の増加や「和食」のユネスコ無形文化遺産登録などによる海外における日本食需要の高まりなどから、牛肉や果樹、茶などを中心に日本産の高級農産物の需要は着実に増えており、海外への販路拡大が大いに期待される状況となっております。



(6) 消費者ニーズの多様化、高度化

日本国内では、高齢化や世帯の小人数化、女性の社会進出などに伴い、食の外部化が進行しており、外食をはじめ、加工調理された総菜などの食品を購入し家庭内等で消費するといった中食需要が増加しています。そのため、実需者側からは、食材となる農産物に対して、加工や業務用としての適性が求められています。

また、消費者の購買ニーズは、さまざまな意識調査が示すように、「モノの豊かさ」より「心の豊かさ」を望む方向へと変化しており、モノやサービスが市場にあふれている現在では、個々の消費者は、「役に立つ」（機能的価値）という判断軸と「意味がある」（情緒的価値）という判断軸に照らし合わせ、商品等を選択する状況になっているといわれています。

こうした中、農産物の生産・販売において、生産者は、安全、高品質、価格、機能といった「機能的価値」の提供だけにとどまらず、生産に対する思いや姿勢、歴史やこだわり、安心や信頼などの「情緒的価値」を創り上げていくことが求められています。

(7) 「田園回帰」の広がり・訪日外国人観光客の増加

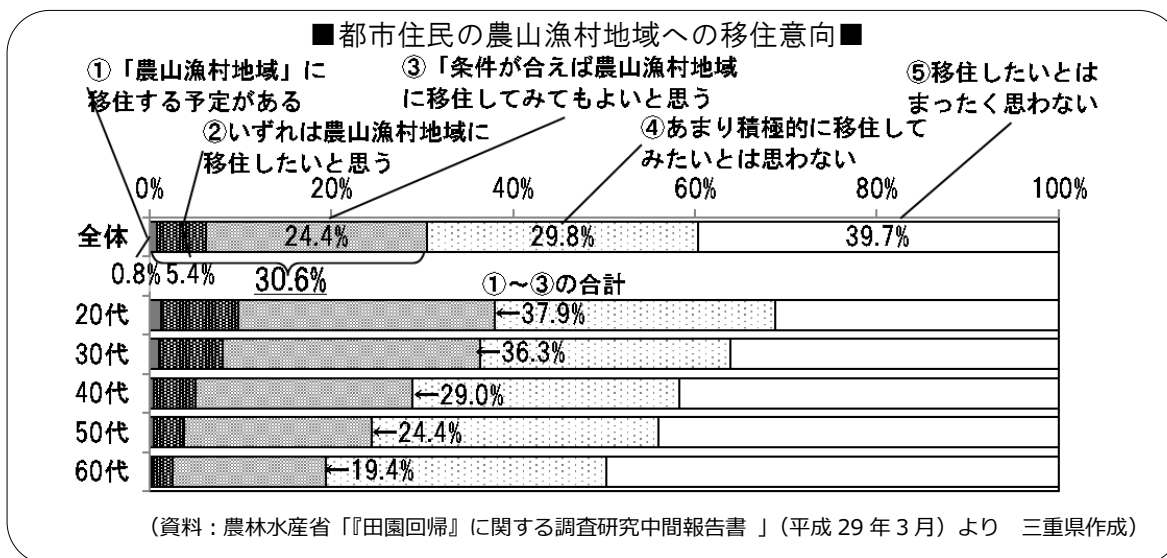
総務省の『「田園回帰」に関する調査研究報告書』（平成30年3月公表）によると、平成12年、平成22年、平成27年国勢調査において、都市部から過疎地域への移住者数は、移住の中心となる20代および30代の若者の人口が減少しているため、減少傾向にあるものの、都市部からの移住者が増加している過疎地域の区域が拡大しているとともに、とりわけ、離島や振興山村など過疎地域の中でも条件不利と考えられる区域への移住者が増えている傾向にあります。

一方で、都市部の住民に対して行った意識調査では、農山漁村地域に移住したいと回答した割合は3割を超えており、特にこの傾向は若年層で顕著であることから、このような層で「田園回帰志向」が高まっていると考えられています。

三重県では、平成27年4月、東京に「ええとこやんか三重 移住相談センター」を開設し、県内への移住・定住に関する情報発信や相談対応に取り組んできており、平成27年度～30年度には伊賀地域や南部地域を中心に1,022人の移住者を受け入れていきます。

こうした農山漁村地域への移住の動きを捉え、若者が定住しやすい地域づくりを進めていくことが求められています。

また、訪日外国人についても、政府によるインバウンドの拡大政策による効果で、2018年には3,119万人となっており、今後ますます増加する勢いにあります。これに伴い、農村部などへも外国人旅行者が訪れるようになっており、食に係るインバウンド需要の獲得が求められています。



(8) 多様な人材の活躍拡大

○女性の活躍拡大

平成27(2015)年の農林業センサスによると、販売農家の世帯員のうち女性の農業従事者数は、高齢者のリタイアなどで平成22(2010)年に比べ減少していますが、女性が経営に参画している販売農家は全体の約47%を占めており、女性の経営における地位は向上しています。

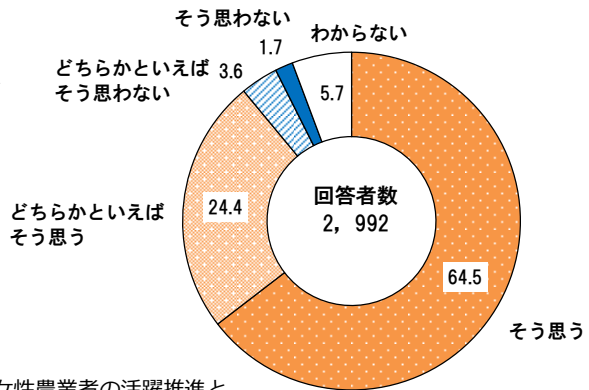
また、園芸などで人手が必要な農業法人などにあっては、経営を発展させる上で、パート従業員などの労働力として、女性が大きな戦力となっています。さらに、県内では、子育て中の女性などの活躍を応援する民間団体が、さまざまな業種において、女性による作業請負の仕組みを構築しており、農業分野においてもこうした女性の就労が拡大しています。

一方で、国では、農業分野において、女性農業者と他産業の企業が連携して、農業女子の定着、企業とのビジネス化、生産物の付加価値化に取り組む「農業女子プロジェクト」を展開しており、女性農業者の活躍が拡大しています。本県からも現在14名の女性農業者がプロジェクトに参画しており、企業などと連携しながら、新たな商品やサービスの開発などに取り組んでいます。

また、自ら新しい事業として、直売所、レストラン・カフェ、加工施設や体験教室などの開設による6次産業化*などに挑戦する農村女性が増加しています。さらに、農業に携わる女性に情報提供や助言などを行う「農村女性アドバイザー」が活躍しており、就農に向けた大学生を対象とした農業体験や地産地消を推進するための小学生等を対象とした食育に関する出前講座の実施など、農業の魅力発信にも取り組んでいます。

■農業経営における女性の活躍■

質問：農業経営において女性が
重要な役割を果たしているか



資料：「女性農業者の活躍推進と
農業女子プロジェクト等に関する意識・意向調査」（農林水産省）

○障がい者の活躍拡大

農林水産業と福祉分野との連携、いわゆる「農福連携」と呼ばれる、農林水産業の分野において障がい者の就労を拡大させる取組が全国各地で増えています。

本県では、福祉事業者の農業参入や農業経営体における障がい者の雇用の拡大に向け、平成 24 年度から取組を本格化し、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会と連携しながら、農業の現場と福祉をつなぐ「農業版ジョブコーチ」の育成や障がい者が生産に携わったノウハウ商品を販売するマルシェの開催などに取り組んできました。また、福祉事業所と企業等との連携による新たなノウハウ商品などの開発支援とともに、農業法人などから福祉事業所が請け負った農作業に障がい者が取り組む「施設外就労」の促進にも取り組んでいます。

こうした取組により、本県において農業に就労している障がい者は、613 人となり、取組を本格化する前の平成 23 年度と比べ、3 倍を超える増加となっています。

一方で、都道府県間の連携を図るため、本県等が主導して設置した「農福連携全国都道府県ネットワーク」（全 47 都道府県が参画）を通じて、効果的な施策の研究や国への提言活動、マルシェによる農福連携のPRなどを行っています。

こうした地方における取組が拡大する中で、政府は、令和元年度に「農福連携等推進会議」を開催し、有識者の意見等を集約しながら、令和 6 年度を目標とする「農福連携等推進ビジョン」を決定したところです。



■農福マルシェの開催■



■障がい者による農作業■

今後は、障がい者の農林水産業分野における就労拡大はもとより、農業就労によるさまざまな効果を生かしながら、引きこもりの状態等にある働きづらさや生きづらさを感じている無業の若者などの農業への就労を促進することが求められています。

(9) 国土強靱化など防災・減災対策の強化

日本は、国土の地理的・地形的・気象的な条件から、地震、台風、豪雨などによる自然災害の被害に繰り返し遭ってきました。また、高度経済成長期に整備した道路や建物などのインフラが老朽化し、一斉に耐用年数を迎える状況にあります。

こうした状況から、国土強靱化やインフラ整備に向けた取組を精力的に進めるとともに、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムを構築することが重要となっています。

平成30年には国が「国土強靱化基本計画」の見直しを行っており、その中で、農林水産においては、特に、

- ・食料等の安定供給機能をシステムとして維持するため、農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工段階のBCP/BCM* 構築などのソフト対策を実施することにより、一連のサプライチェーン*の災害対応力を強化する。
- ・農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減を図るため、農業水利施設等の長寿命化等の推進、廃止も含めたため池の総合的な対策の推進、ハザードマップの作成・周知、施設管理者のBCPの作成など、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化する。
- ・自然との共生の視点も含め、農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、6次産業化等により地域資源の活用を図り、農地・森林等を適切に保全管理することを通じて、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。
- ・地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による地域資源の保全管理を進めつつ、災害時には自立的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるよう体制整備を推進する。また、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

などが掲げられています。

本県においても、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきたこと等から、大規模自然災害等に対する事前防災および減災の取組を進めることが喫緊の課題となっており、平成27年に定めた「三重県国土強靱化地域計画」に基づき、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めているところです。

特に、農業・農村では、老朽化した排水機場や頭首工の耐震対策や長寿命化の取組とともに、老朽化が著しい農業用ため池の耐震化や、危険なため池のハザードマップの作成を促進しているところです。また「三重県農業版BCP」の普及啓発として、各農業関係団体の土地改良施設や共同利用施設等におけるBCPの策定を支援しています。さらに、農地、農業用水路および農道等の地域資源の維持保全活動の拡大に向けた普及啓発、地域コミュニティ活動の維持発展にも取り組んでいるところです。

(10) 新たな国の農業政策の定着

国では、農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり持続的に発展するための方策として、平成 25 年 12 月に策定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」を必要に応じて改訂しながら、農林水産業を、産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）の両輪で、施策を展開しています。

こうした国によるさまざまな施策により、本県においても、農業の成長産業化や農村の活性化に向けた取組が始まっています。

① 国外の需要を取り込むための輸出促進

国内外において、日本食・食文化への理解をより確固なものにするるとともに、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を創造するため、国では、平成 28 年度に策定した「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、農林漁業者や食品事業者のチャレンジや創意工夫による輸出の取組を支援しています。

本県では、アジア経済圏を中心に、松阪牛や伊賀牛などのブランド和牛、園芸産品として、柑橘や柿、伊勢茶などの販路拡大に向けた取組を進めているところです。



■ アジア経済圏での県産農産物のプロモーション ■

② 6次産業化等の推進

農林水産業の成長産業化のためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するマーケットインの発想による需要と供給をつなぐバリューチェーン*の構築が不可欠であるため、農林漁業者主導で企業等と連携した、地域資源活用の6次産業化や農商工連携、医福食農連携等を推進しています。

本県でも、6次産業化サポートセンターと連携しながら、6次産業化の推進に取り組んでいます。これまでに6次産業化の取組の支援対象となる認定を受けた事業者が73件となっており、地域を巻き込んだ価値創出の取組が拡大しています。

③ 農地中間管理機構*の活用による農地の集積・集約化の促進

農業の競争力強化、持続的な発展に向け、都道府県では、農地中間管理機構を整備し、農地中間管理事業*の活用により、担い手への農地の集積・集約化を進めています。

本県における担い手への農地集積率は、平成 30 年度末に 37.9%となっており、農地中間管理事業が開始された平成 26 年度以降、平均で毎年度 1,000ha 程度ずつ集積が図られています。

今後も円滑に、農地集積を進めるためには、集落等における話し合いを活発にし、地域合意の上で、経営規模の拡大を図る農業経営体や小規模な兼業農家・高齢農家などが営農面で支え合いながら、共生していける地域営農体制づくりを進めていくことが必要です。

④経営所得安定対策*の見直しおよび日本型直接支払制度の実施

これまで、経営所得安定対策の見直しや日本型直接支払制度の創設、麦・大豆・飼料用米等の戦略作物の本作化による水田のフル活用、さらには米の生産調整の見直しを含む米政策の改革が着実に進められてきました。

こうした施策により、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境整備や農業・農村における多面的機能の維持・発揮につながっています。

本県でも、平成30年産から主食用米について、これまでの生産数量目標に代わる指標として、翌年産米の「生産量の目安」を農業者に地域農業再生協議会を通じて情報提供することで、農業者の主体的な作物選択が図られています。

平成30年4月に主要農産物種子法が廃止されましたが、本県でも引き続き、稲、麦、大豆の優良種子の安定供給を図るための体制整備を進めています。

⑤人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村では、営農活動や集落機能が低下してきており、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進め、農山漁村の機能を維持・発展させることが急務となっています。

国では、地域の豊かな資源を活用した6次産業化等の推進により、農山漁村への就業や地域雇用の促進を図っているほか、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大をめざし、観光地域づくりの舵取り役を担う法人であるDMOなどと連携した、観光コンテンツやビジネスの創出を促進しているところです。加えて、野生鳥獣について、被害の深刻化・広域化に対応するための対策が実施されているほか、野生鳥獣の捕獲と合わせた、ジビエの利用促進を図っているところです。

本県でも、日本型直接支払制度を活用しながら、地域の営農活動やコミュニティの維持・継続を図ってきたほか、農業者による地域資源を活用した商品の開発や販売といった6次産業化による価値創出の取組を支援しているところです。また、地域の資源である豊かな自然を「体験」という形で、都市住民等に提供する「三重まるごと自然体験」の取組を進めており、交流人口の拡大を図っているところです。さらに、野生鳥獣の被害軽減に向け、市町などと連携しながら、防護柵の整備などの対策を着実に進めるとともに、ジビエについては、マニュアルに沿った品質・衛生管理の徹底を図りながら、活用を促進しているところです。

(11) 伊勢志摩サミットや東京2020大会を契機とした本県の食の魅力発信

平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットでは、首脳や配偶者プログラムの食事等において、採用された県産食材が松阪牛、伊賀牛、伊勢エビやアワビをはじめ、延べ

119 品目にのぼるとともに、国際メディアセンターの料理（156 種類）でも、151 の料理で県産食材が使われ、世界に向けて、三重が食の宝庫であることの認知度が向上しました。

伊勢志摩サミットで高まった「みえの食」の認知度や評価を生かしながら、さらにその魅力を国内外に発信するため、東京 2020 オリンピック・パラリンピック（以下「東京 2020 大会」）を契機とした県産農産物等の国内外での販売拡大に向けた取組として、東京 2020 大会の食材調達基準に位置づけられた国際水準 G A P 等の認証取得促進や情報発信力の強い都市圏のラグジュアリーホテルをターゲットにしたプロモーション、輸出の促進を重点的に進めているところです。



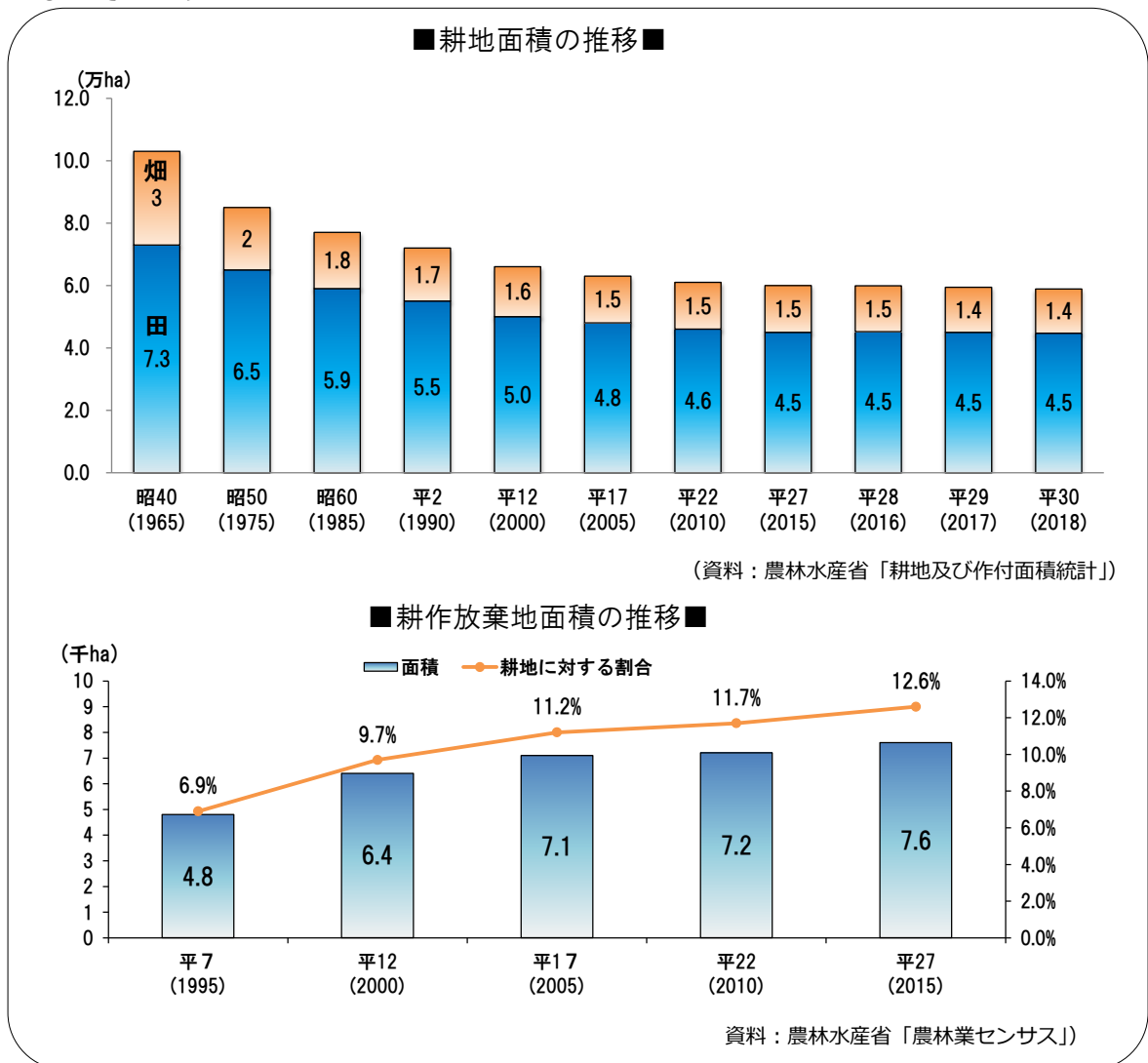
■ 県産食材を使用したメニューの提供 ■

2 三重県の農業・農村の現状と課題

(1) 農業基盤

① 耕地

- 耕地面積は、年々減少してきており、平成20年から平成30年までの直近10年間は、耕地面積の約4.7%にあたる、約2,900haが減少しました。
 - 耕作放棄地面積は、生産条件が不利な中山間地域を中心に増加してきており、平成27年には県全体で7,603ha、全耕地に占める割合は12.6%となっています。
 - 耕地利用率は、水田における麦・大豆・飼料用米等戦略作物の生産拡大の取組によって平成20年以降わずかに上昇し、近年は90%程度の水準で推移しています。
- ⇒ 県民の皆さん等への食料の安定的かつ持続的な供給や、洪水防止をはじめとする農業・農村の持つ多面的機能を維持していくためにも、大規模経営の農業経営体だけでなく、小規模な兼業農家や高齢農家、地元の企業やNPO法人、若者や女性、高齢者や障がい者など、多様な担い手の活動により、持続可能な地域農業を構築し、優良農地の維持・保全や有効利用、食料生産の基盤の強化を図っていくことが重要な課題となっています。



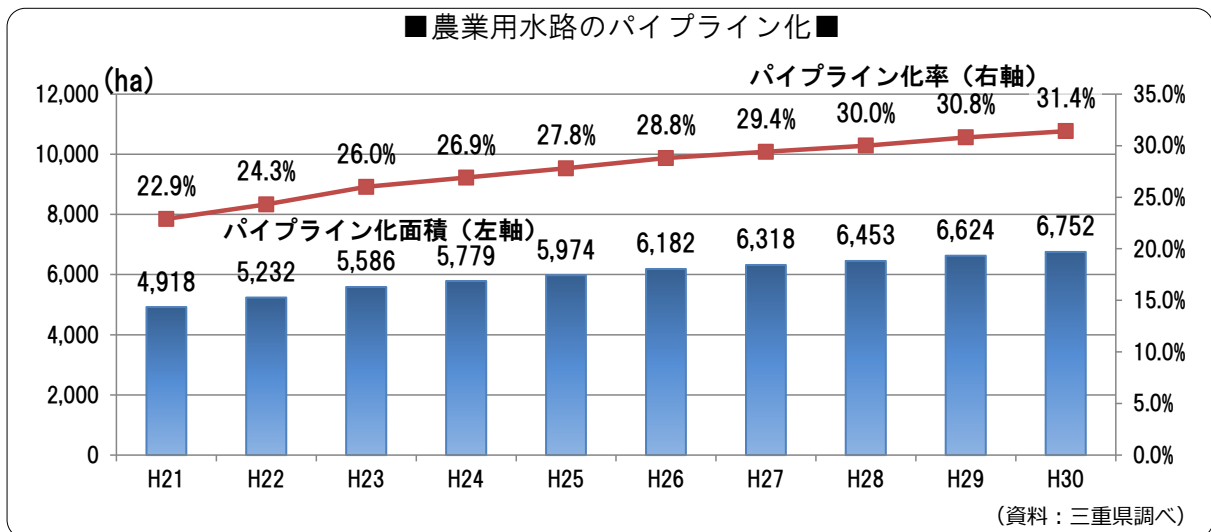
②基盤整備の推進

○ほ場整備や農業用水路のパイプライン化などの生産基盤の整備を計画的に進めてきた結果、県全体のほ場整備は、要整備面積 43,000ha に対して、平成 30 年度末までに 36,168ha が完了し、その整備率は 84.1%となっています。

また、パイプライン化は、要整備面積 21,500ha に対して、平成 30 年度末までに水田を中心に 6,752ha の整備が完了し、その整備率は 31.4%となっています。

⇒ 経営規模の拡大や担い手への農地集積による生産性の向上を図るためには、ほ場の区画拡大を進めるとともに、排水条件等を改善し水田を有効活用していくことが必要です。

⇒ 農業者の大きな負担となっている水管理の労力を軽減するとともに、意欲ある担い手への農地利用集積や地域の実情に即した営農しやすい環境づくりのため、パイプライン化による水管理や維持管理の省力化を推進していく必要があります。



③災害に強い安全・安心な農村づくり

○県内には 3,000 か所を超える農業用ため池があり、そのうち、特に下流に影響をおよぼす防災重点ため池は、国の選定基準の見直しにより、544 か所から 1,647 か所に大幅に増加しています。

⇒ 人命や財産への甚大な被害が想定されるため池は、早急に補強対策等が必要であることから、総合的な判断の上で、優先順位を付けて計画的に改修を進めていく必要があります。

○豪雨などによる洪水時に湛水の排除を目的とした排水機場は、県内に 139 か所設置されていますが、平成 30 年度末にはこのうち 107 か所 (全体の 77%) が標準耐用年数を超過しており、老朽化に伴う機能低下が懸念されています。

⇒ 機能診断、耐震診断の結果をふまえて、優先順位を付けて施設の計画的な更新や長寿命化、耐震対策を行う必要があります。

(2) 農業者

①農業経営体

- 販売農家数は年々減少してきており、平成 27 年までの直近 10 年間で約 36%減少しています。また、農業就業人口は、平成 27 年までの直近 10 年間で約 40%減少するとともに、平成 27 年には 65 歳以上が 75%を占め、高齢化が進んでいます。
- 認定農業者など意欲と経営感覚に優れた経営体は、平成 21 年までは増加傾向にありましたが、近年は、高齢等の理由により、認定農業者が再認定を受けないケースも増えており、その数に大きな増減はない状況です。
- 平成 30 年度に行った認定農業者に対する経営状況調査では、平成 30 年の認定農業者 1 件あたりの年間農業所得は 770 万円となっているものの、このうち 3 分の 2 の認定農業者が 500 万円未満となっています。また、特に水田農業に取り組む経営体などにおいて、農業所得が相対的に低い状況となっています。
- ⇒ 認定農業者等経営体については、その経営状況に応じて、さまざまな事業や制度を活用しながら、経営発展を図り、農業所得の向上を図っていく必要があります。
特に、水田農業の経営体の農業所得の向上に向け、経営の規模拡大と効率化を図るため、地域の話し合いを進め、農地の集積・集約化を促進する必要があります。
- ⇒ 農業経営体では、今後、生産性の向上や労働の効率化、付加価値の向上など経営の発展に向け、「スマート農業」の実装化が望まれています。

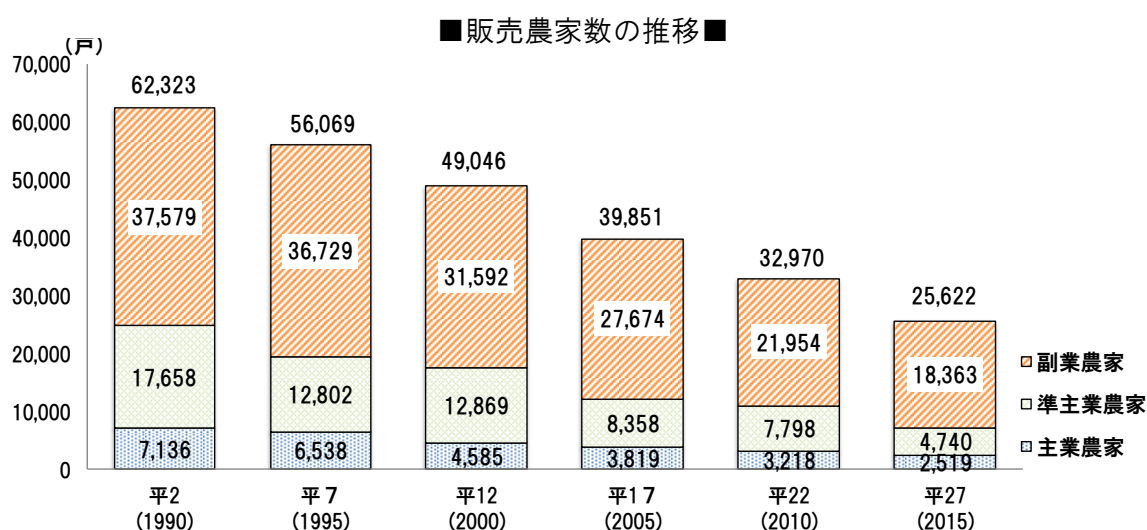
②新規就農者

- 本県における新規就農者数は、近年、年間 140 人を超える水準で推移しており、このうち 8 割程度が非農家出身者となっています。
- ⇒ 新規就農者については、就農希望～就農当初～定着～経営発展などのそれぞれのステージに合わせて、さまざまな国の制度を活用するとともに、教育や研修、栽培や経営改善指導などを通じ、確保・育成を図る必要があります。
- 最近では、新規就農者のうち農業法人に就農する、いわゆる雇用就農者が 7～8 割を占めていることから、新規就農者の受け皿となる雇用力の高い農業法人の拡大をめざし、将来の農業ビジネスの起業家や農業法人等のビジネスマネージャーなどを育成するため、平成 30 年 4 月、三重県農業大学校に、「みえ農業版 M B A 養成塾」を開設しています。
- ⇒ さらに若い独立自営就農者や農業法人の雇用就業者、養成塾の修了生などを、経営能力やネットワークを持った高度な経営者へと育成していくため、産学官などの連携による支援体制を構築することが必要となっています。

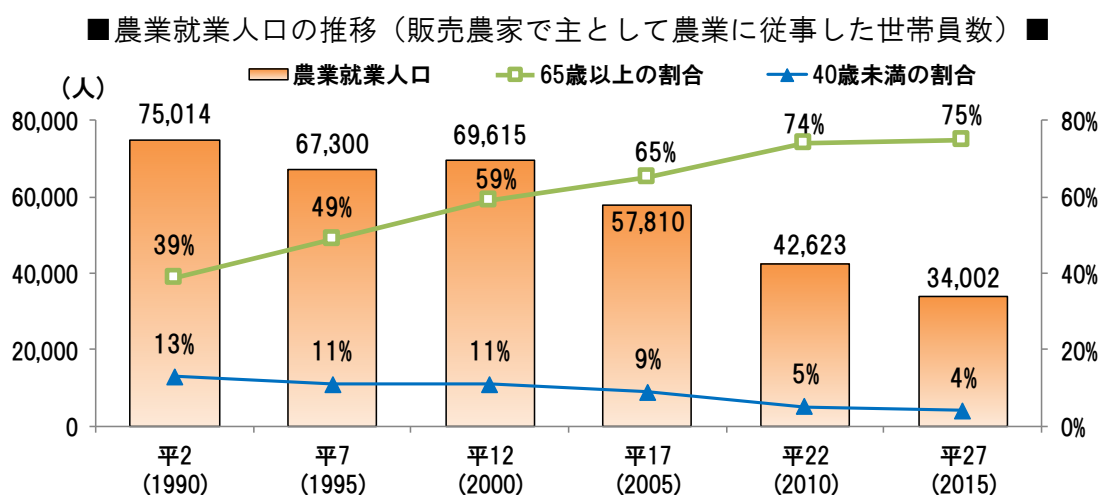
③担い手の経営や産地の発展を支える多様な人材

- 地域における人口減少や高齢化、他産業との労働力確保に向けた競争の激化により、農業経営体や産地では、労働力となる人材の確保が急務となっています。
- これまで、農繁期における労働補完として、女性の就労を支援する N P O 法人などと連携し、子育て中の女性の参画などを推進しています。

- ⇒ 園芸の農業経営体や産地において、若者や女性、障がい者、高齢者、外国人などの労働力となる人材を、確保する仕組みとともに、農繁期が異なる産地間において融通する仕組みなどを構築する必要があります。
- ⇒ 特に、水田農業においては、集落等を単位として、経営規模の拡大を図る農業法人などの農業経営体と、兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家等が営農面で支えあう地域営農の体制づくりが必要です。
- ⇒ 農業経営体では、労働力となる人材が定着するよう、若者等がやりがいを持って、働きやすい労働環境を整備していくことが必要となっています。

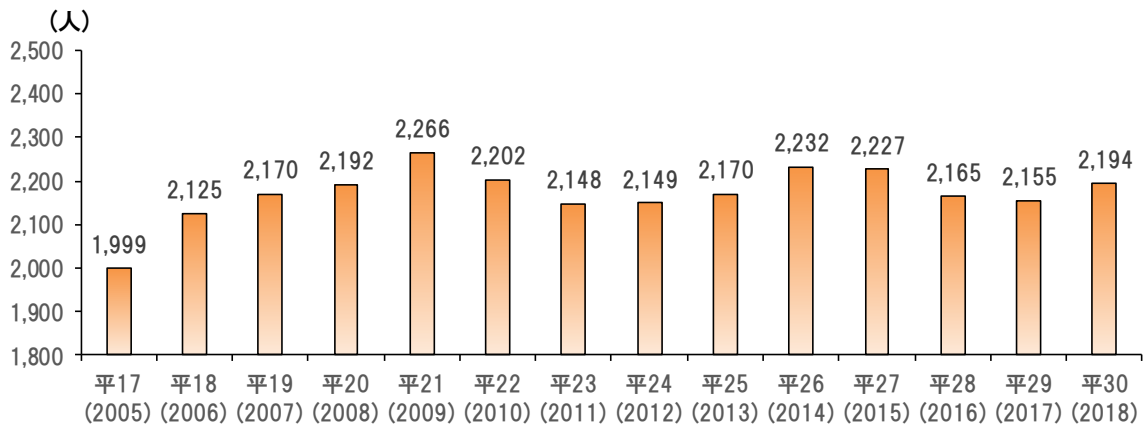


(資料：農林水産省「農林業センサス」)



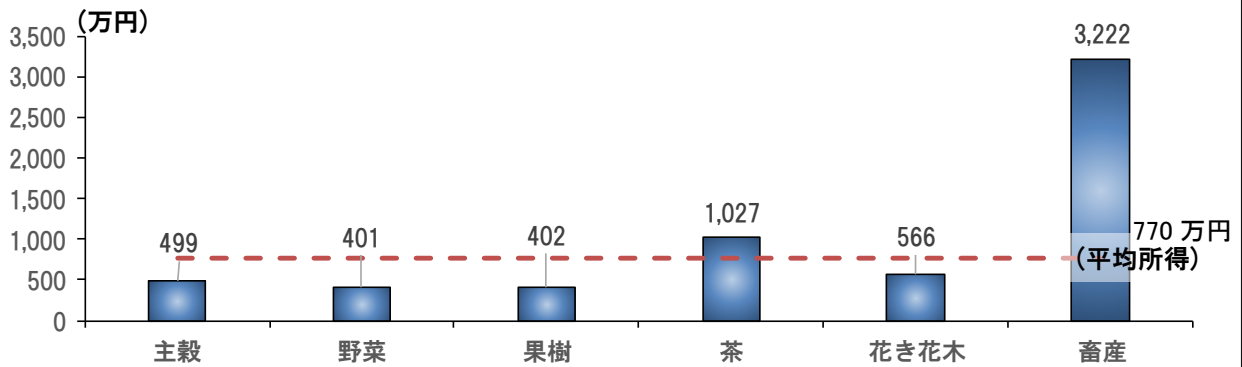
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

■認定農業者数の推移■



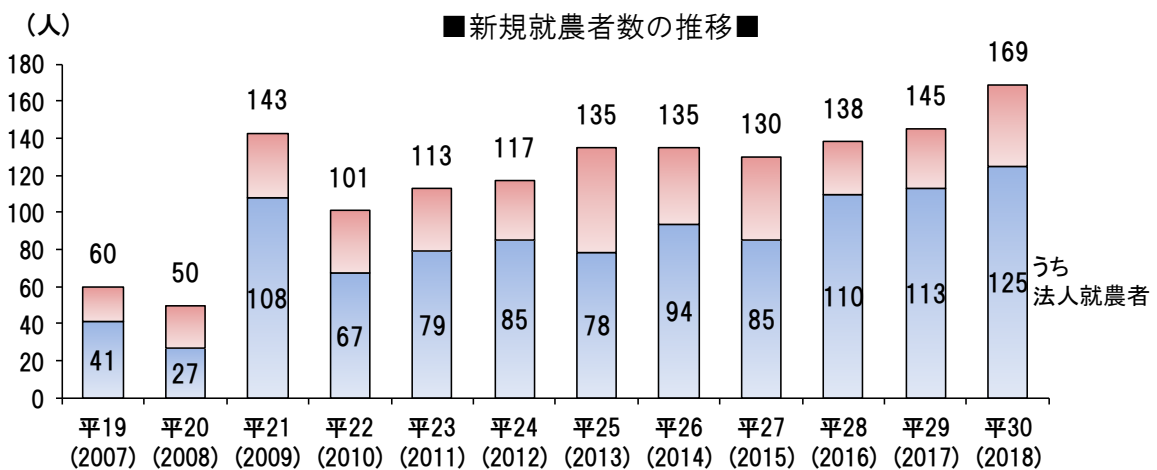
(資料：三重県調べ)

■認定農業者の経営品目別の所得状況■



(資料：三重県調べ)

■新規就農者数の推移■



(資料：三重県調べ)

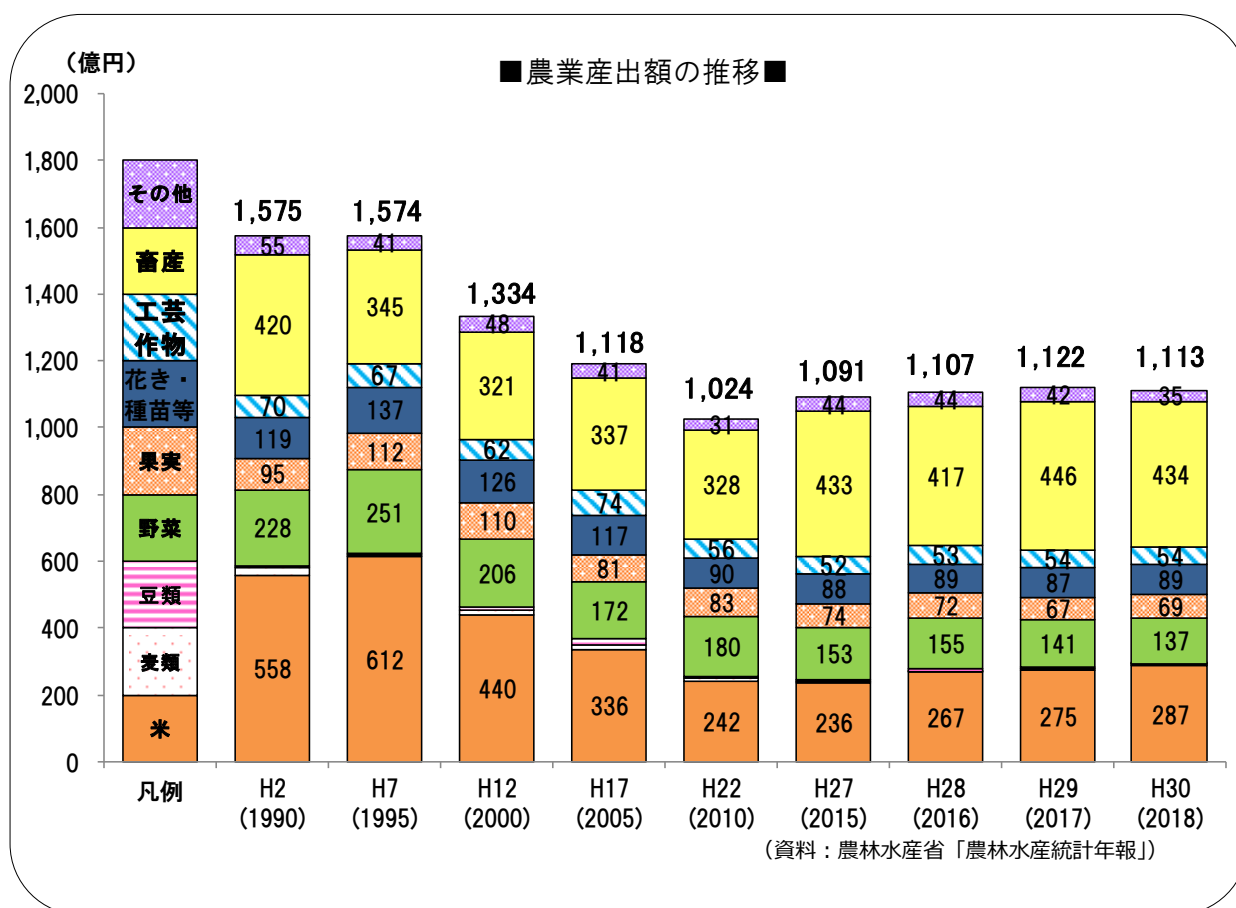
(3) 農業生産

○三重県の平成30年の農業産出額は1,113億円で、うち畜産が39%、米が26%を占めています。平成2年の1,575億円と比較して、主食用米の需要減少や米価の低迷が大きく影響し29.3%の減少となっているものの、近年は1,100億円前後で推移しています。

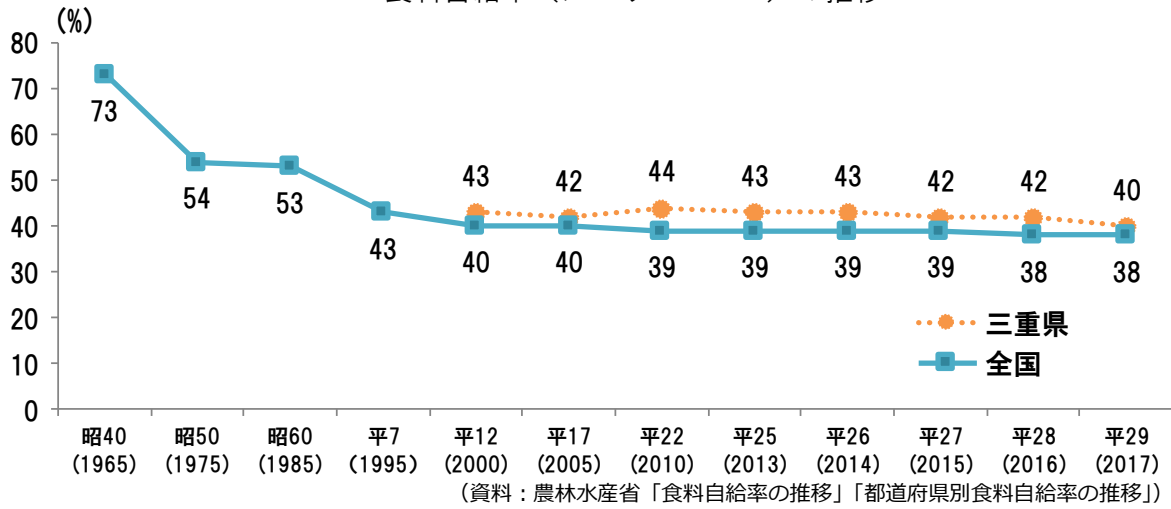
⇒ 生産力を維持・向上させ、「持続可能なもうかる農業」の実現につながるよう、食品加工や外食、流通といった食に関連する企業やICT関連企業などと連携しながら、生産性や収益性の向上、新たな需要の創出に向けた、高品質化や新たな商品の開発・販売、国内外における販路の開拓などの取組を進めるなど、オール三重で食の産業振興を図ることが必要です。

○畜産については、令和元年7月に県内の養豚農家において、CSFが発生し、これまで、まん延防止に向け、防疫措置を講じてきたところです。

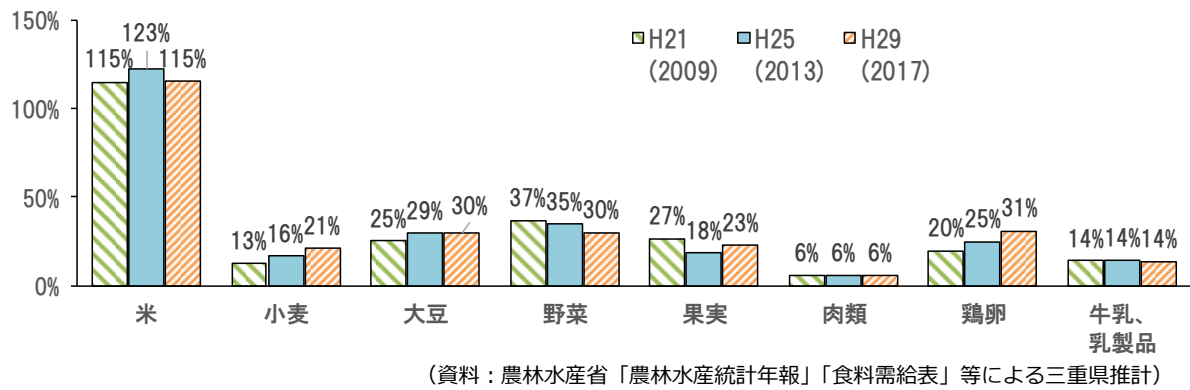
⇒ 今後も、CSFについては、農場への人、モノ、車両等を介したウイルスの侵入を防ぐための対策とともに、野生イノシシへの感染拡大防止などウイルスのまん延防止対策を講じることが必要です。



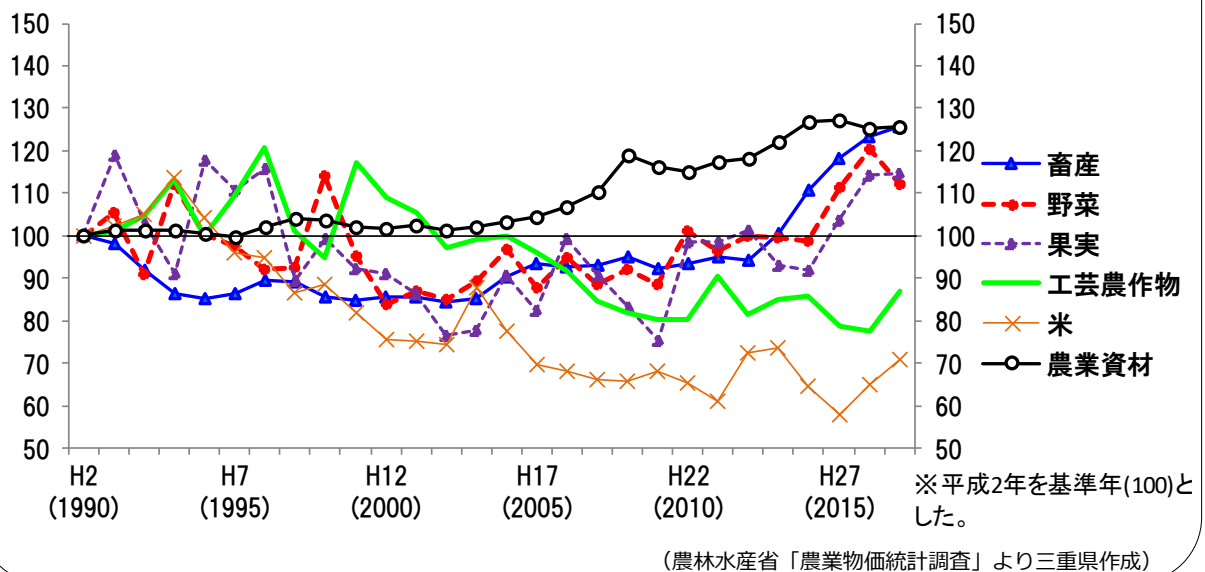
■食料自給率（カロリーベース）の推移■



■主要農産物別の自給率（カロリーベース、平成 21、25、29 年度）（三重県）■



■主な農産物および農業生産資材価格指数（平成 2 年=100）の推移（全国）■

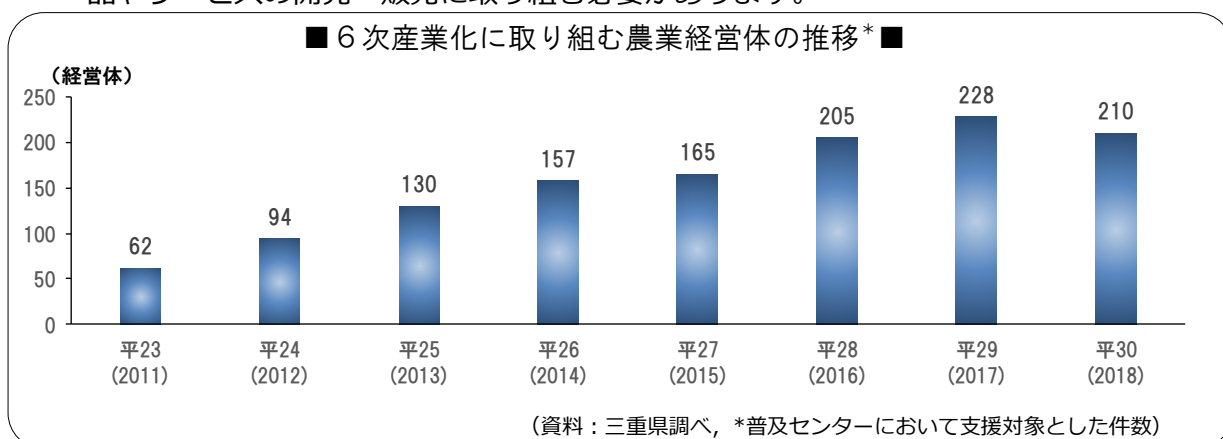


(4) 食の安全・安心の確保

- 食の安全性を確保するため、平成 16 年度から「農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定し、農薬や肥料、米穀、家畜、飼料等の販売業者等を対象に、計画的な立入検査等を実施しています。
- 平成 25 年度に発生した米穀の不適正な流通事案を契機に、事業者のコンプライアンス（法令遵守）意識の向上を図るため、研修会などさまざまな取組を行ってきました。
⇒ 今後も、食に関わる事業者のコンプライアンス意識の醸成を図る取組の継続が必要です。
- 消費者における食に対するニーズは、多様化するとともに高度化しており、生産者からの安全性や機能性などに係る正しい情報の提供によって、購入につながるといわれています。
⇒ 消費者と農業者や食品関連企業などにおける食を通じたコミュニケーションを活発にしながら、安心、信頼、信用といった関係性を構築し発展させていくことが必要です。
- CSF など家畜伝染病の発生が相次ぎ、畜産物の安全性に対する風評被害が広まる懸念があります。
⇒ CSF など家畜伝染病に対する消費者の理解促進に取り組み、豚肉等の安全性について周知徹底を図る必要があります。

(5) みえフードイノベーション*の形成や 6 次産業化による新たな価値の創出

- 平成 24 年から、「みえフードイノベーション」の取組により、地域資源を有効活用した新たな商品開発に産学官が連携して取り組んでいます。「みえフードイノベーション・ネットワーク」の会員数は 639 会員（平成 30 年度末）となり、ネットワークが広がるとともに、会員相互の連携促進などにより、52 件のプロジェクトが創出され、県内各地で、新たな価値を創出する機運が高まっています。
- 「三重県 6 次産業化サポートセンター」の設置や 6 次産業化プランナーの派遣などにより、農林水産業者が自らの生産資源を用いて加工や販売に取り組む 6 次産業化を推進しています。「六次産業化・地産地消費」に基づく総合化事業計画の認定数は 73 件（平成 30 年度末）となっており、農産物の加工・販売は 56 件となっています。
⇒ 引き続き、産学官が連携しながら、県内の地域資源を生かし、消費者に対し「機能的価値」とともに、安心や感動、ステータスといった「情緒的価値」を提供できる商品やサービスの開発・販売に取り組む必要があります。



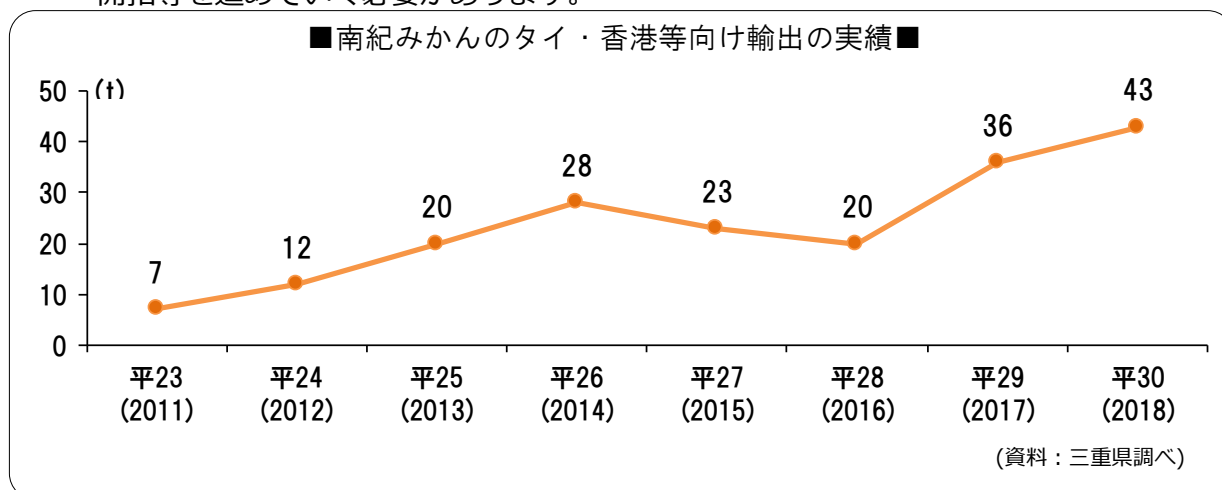
(6) 農産物の首都圏等での販売や輸出の促進

①首都圏における販売

- 東京 2020 大会を契機とした県産農林水産物の販売拡大を図るため、県内関係者がめざす姿や取組の基本的な方向性等を示した「三重県農林水産品販売拡大戦略」を策定し、東京 2020 大会に関係するVIP等の利用が予想される、首都圏等のホテル・レストランにおいて三重県フェアを開催しています。
 - 選手村や競技会場等で飲食を提供するケータリング事業者等を対象とした食材レセプションを首都圏ホテルで開催し、GAP 認証取得食材の試食会や生産者との交流などを通じて県産食材の認知度を高めるとともに、東京 2020 大会スポンサーと連携した各種取組において、県産農林水産品の利用を促進しています。
- ⇒ 東京 2020 大会を契機に、首都圏のホテル・レストラン等をターゲットとして展開したプロモーションの成果を生かし、引き続き、首都圏や令和 7 年度に万国博覧会が開催される大阪など関西圏において、三重ブランド*やGAP等認証食材を中心に県産食材の使用率の向上を図る必要があります。
- ⇒ 令和 3 年度に本県で開催される「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」において、県外から訪れる人びとに向けて、本県の農産物の魅力について、発信していく必要があります。

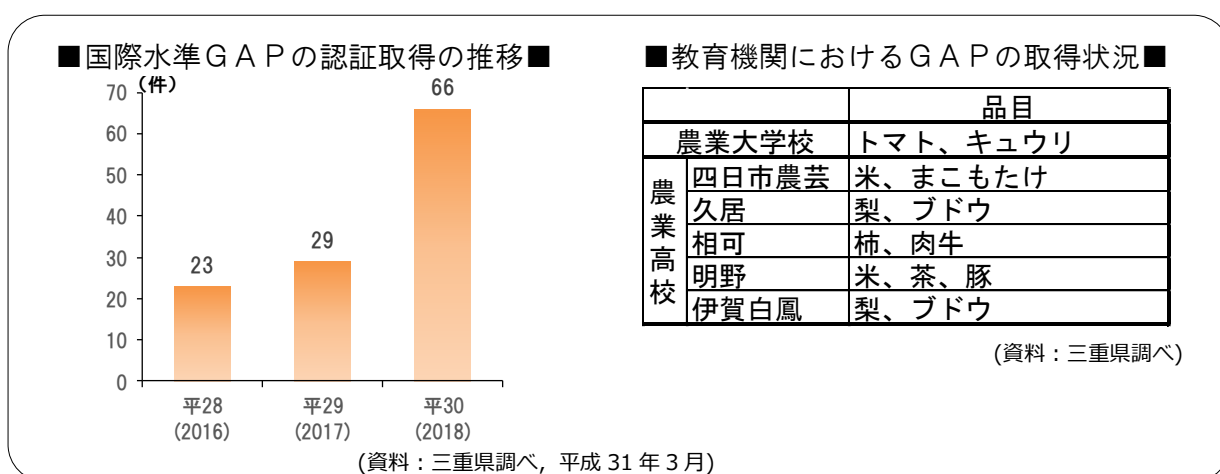
②輸出の促進

- アジア経済圏を中心に、県産の柑橘や柿、茶、牛肉などの輸出促進を図っています。特に、柑橘、茶などについては、産地関係者と輸出拡大に向けた取組宣言を行い、輸出プロジェクトを立ち上げるなど、海外のマーケットニーズをふまえて供給力や販売力の強化に取り組んでいます。
- こうした取組の結果、柑橘でタイへの輸出量が拡大したほか、ブランド牛肉（伊賀牛）が台湾等へ輸出されています。
- ⇒ 県産農産物について、タイ、台湾、シンガポール等のアジア経済圏を主なターゲットとするとともに、輸出先の拡大も図りつつ、意欲ある県内事業者の販路拡大の取組を支援する必要があります。
- ⇒ 引き続き、輸出に対応できる産地づくりに取り組むとともに、新たな輸出相手先の開拓等を進めていく必要があります。



(7) G A P (農産物生産工程管理)

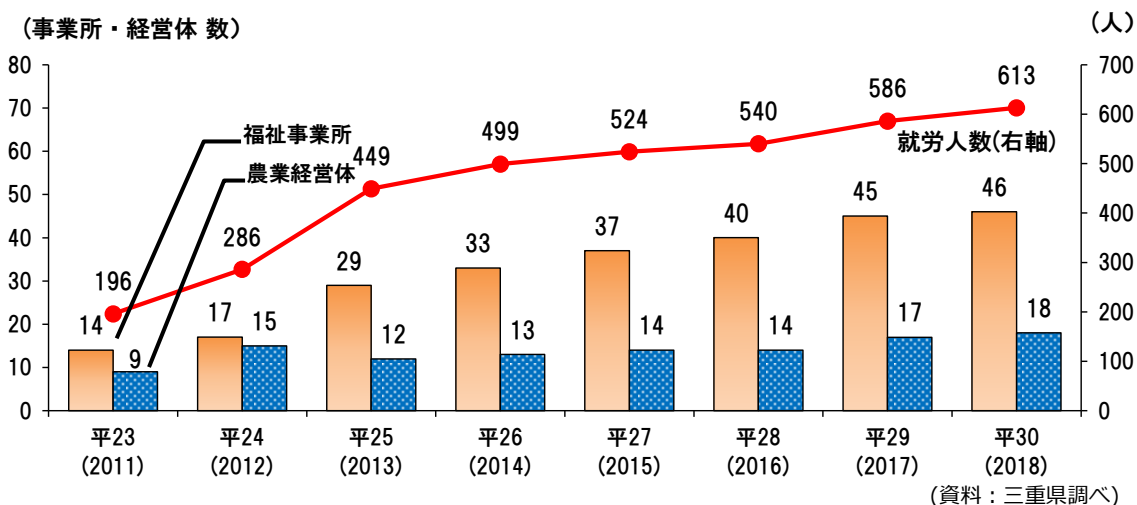
- 東京 2020 大会における食材調達基準において、国際水準 G A P の認証を取得した農産物等が活用の要件となったことから、G A P 指導員などを育成しながら、関係機関と連携した推進チームによるきめ細かな指導・支援等を行い、農業者による国際水準 G A P の認証取得を促進しています。
- 平成 30 年度末には、農産物では 63 件、畜産物では 3 農場で国際水準 G A P 認証を取得しています。また、県農業大学校およびすべての農業関連の高等学校（5 校）においても国際水準 G A P 認証を取得しています。
- ⇒ 国際水準 G A P の認証については、東京 2020 大会以降も、実需者などからの要請に応えるとともに、経営において、コスト削減や労働環境の整備、従業員の適正な労務管理などにもつながることから、引き続き、取得を促進する必要があります。



(8) 農福連携

- 県では、平成 23 年度から専任の担当者を配置して、農福連携の推進に取り組んできた結果、平成 30 年度末における農業参入した福祉事業所は 46 件、障がい者を雇用する農業経営体も 18 件となり、県内の農福連携の取組は確実に広がっています。農業に従事する障がい者の人数は 613 人となり、平成 23 年度末の就労者の 3 倍を超える人数となっています。
- ⇒ 農業における多様な担い手として、福祉事業所の農業参入、農業経営体における障がい者の雇用を促進する必要があります。
- ⇒ 農業分野における障がい者の就労を拡大するため、「農業版ジョブコーチ」などの人材の育成・確保とともに、ノウフク J A S などの認証を取得したノウフク商品の販売促進が必要です。
- ⇒ 福祉事業所の農業経営を発展させるため、企業等との連携による新たなノウフク商品などの開発・販売の促進とともに、農業法人などから福祉事業所が請け負った農作業に障がい者が取り組む「施設外就労」の促進を図ることが必要です。
- ⇒ 農業に携わることによる効果などを生かし、障がい者だけにとどまらず、生きづらさや働きづらさを感じている無業の若者などの農業就労を促進することが期待されています。

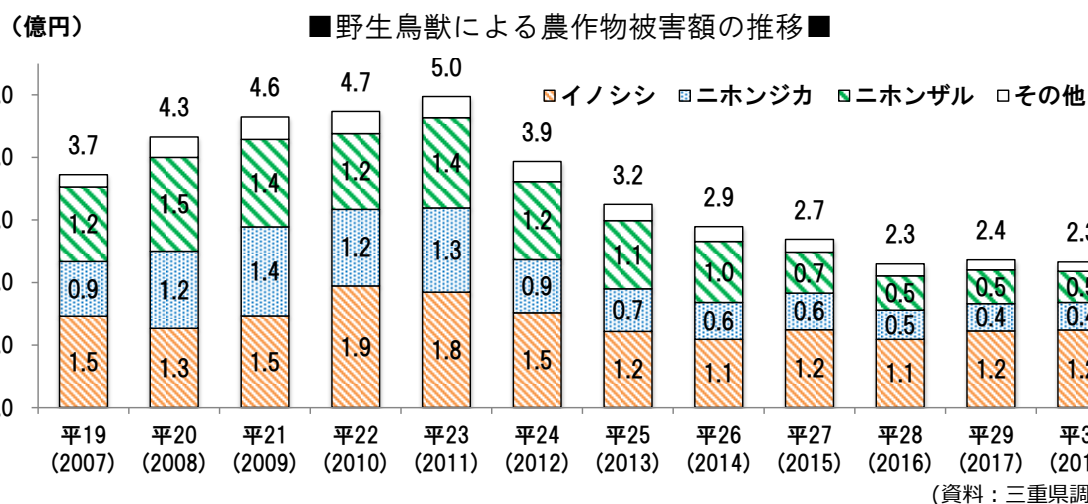
■農福連携に取り組む福祉事業所・農業経営体と障がい者農業就労人数の推移■



(9) 野生鳥獣による被害

○野生鳥獣による農作物被害は、集落ぐるみの対策等を進めてきた結果、平成30年度には約2億3千万円となり、ピークであった平成23年度に比べると大きく減少していますが、近年は横ばい傾向であり、依然として被害が大きい集落や被害軽減が実感されていない集落があります。

⇒被害の大きい中山間地域等の農業者を中心に生産意欲の減退等深刻な影響が生じてきていることから、今後も有害鳥獣に対する効果的な被害防止対策等を総合的に講じていく必要があります。

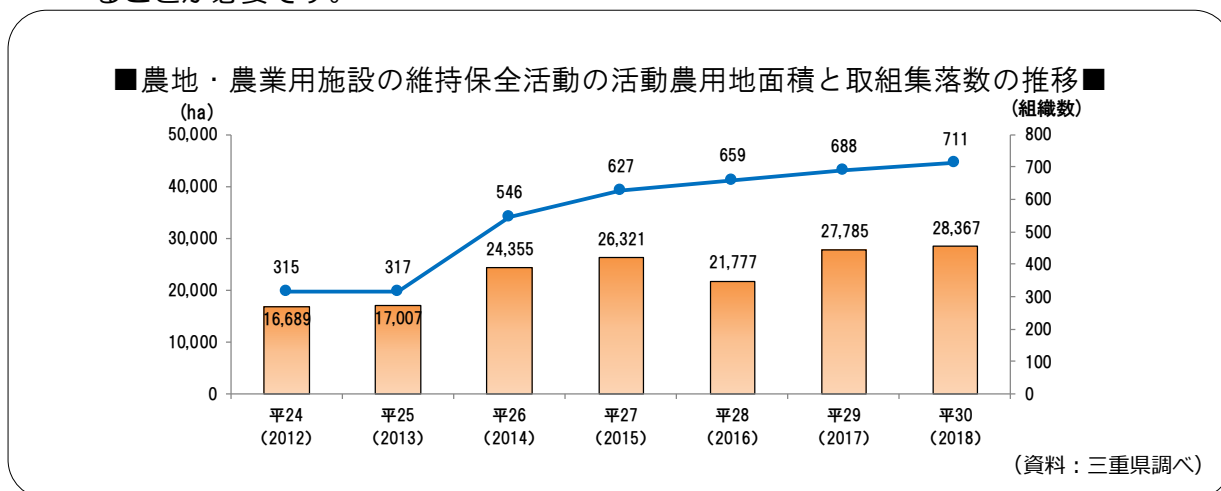


(10) 農村

○農家世帯の年齢構成を見ると、販売農家の世帯員に占める65歳以上の割合が確実に高まってきています。一方、39歳以下の割合は大きく減少しており、平成27年には4分の1を下回る状況となっています。

○農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられてきた農業が持つ多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、国の交付金を活用し、農地・農業用施設の維持保全活動や、生態系、景観の保全、農村の文化の維持伝承活動等への支援を進めています。平成 30 年度の取組集落数は 711 集落となり、年々拡大しています。

⇒ 今後も引き続き、農村社会を維持発展させていくため、地域住民や近隣地域の担い手等の参画を得ながら、地域営農体制の構築や地域のコミュニティ機能の維持を図るとともに、農村地域における新たな就業機会や雇用を創出し、若者等の定住を促進することが必要です。



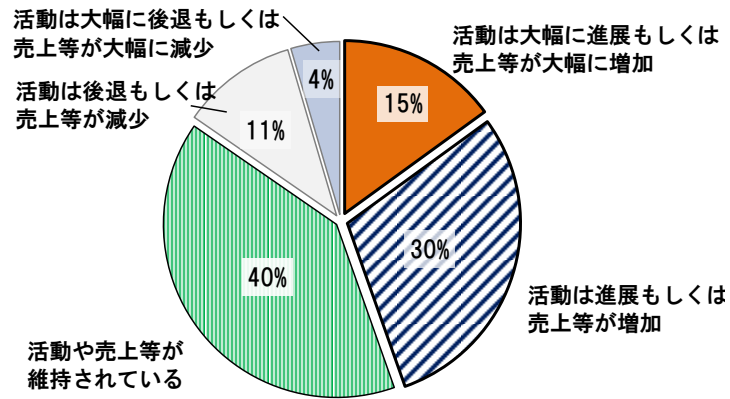
(11) 地域活性化プラン*の取組による農業・農村の活性化

○地域資源を活用した、新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、平成 23 年度から、集落や産地等の活性化に向けた地域の活動計画「地域活性化プラン」の策定やその実践取組に対する支援に取り組んでいます。

○「地域活性化プラン」はこれまでに 414 プラン(平成 31 年 3 月末)作成され、専門家派遣や普及指導員によるアドバイスにより、商品の改良や販路開拓に向けた初期的な支援を展開しています。

⇒ 平成 23 年度から平成 29 年度に策定された 380 プランを対象に「経営状況アンケート」を実施したところ、プラン策定時に比べ、活動が進展した、もしくは売上等が増加したプランの割合が 45%(235 件)となり、「持続可能なもうかる農業」の実現に向けて取組が進みつつありますが、より一層の支援が必要です。

■ 地域活性化プラン 経営状況アンケート結果（380 プラン対象） ■



(資料：三重県調べ)

第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

1 農業・農村の果たす役割

農業・農村の役割として、「食料の持続的な供給」、「多面的機能の発揮」、「地域経済と就業の場を担う産業」の3つがあげられます。

こうした役割が持続的に発揮されるよう、農業・農村の維持・発展に取り組む必要があります。

役割1 食料の持続的な供給

食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであるとともに、健康で充実した生活の基礎として重要なものです。このため、安全性が確保され、安心して消費できる食料が、将来にわたって、持続的に供給される必要があります。

しかし、国内での食料供給力は依然低位で、農業従事者の高齢化の進行など将来的な農業生産の不安定要素もある一方、国際的には、地球規模での気象変動や発展途上国を中心とした人口の増加などから、中長期的には食料需給の逼迫が心配されるなど、食料を取り巻く環境は予断を許さない状況にあります。

三重県においても、県段階のカロリーベースの食料自給率は平成30年度で40%とここ近年は横ばい傾向にあることから、今後、需要に応じた食料供給力の向上に取り組み、安心して食べられる農産物を安定的に供給することにより、県民の皆さんへの食料供給に対する安心感を醸成していく役割を果たしていく必要があります。

役割2 多面的機能の発揮

農業・農村は、農産物を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業生産や農村地域のさまざまな活動を通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有しています。

特に三重県の農業・農村は、南北に長く、海岸線から山脈に至る多様な地形を有する県土や自然環境の中で、それぞれの気候・風土に適した農産物を供給するとともに、豊かな農村景観や歴史・文化を育んでいます。

県民の皆さんがゆとりと豊かさを実感できる暮らしを営む上で、農業・農村が持つ多面的機能は欠くことのできないものであり、将来にわたり持続的に多面的機能を発揮していく役割があります。

役割3 地域経済と就業の場を担う産業

近年、大規模な農業法人など企業的な経営が増加しているとともに、他産業から農業に参入する企業も増えてきています。

また、自ら生産する農産物を使用した加工食品の開発や農家レストランの開業など、自ら生産した農産物に付加価値を付けて販売する6次産業化に取り組む農業者が増加しており、その販売額も年々増加するなど、地域に新たな活力を生み出しています。

さらに、農産物の機能性を生かした新商品の開発や太陽光利用型の植物工場の設置、農産物の海外輸出など新たな価値創出への取組も育ってきています。

こうした農業・農村の活動は、地域経済の循環と地域就業の場として大きな役割を担っています。

2 めざすべき将来の姿

三重県の農業・農村の活性化のためには、食に対する県民の皆さんの多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要です。

こうしたことをふまえつつ、三重県農業・農村がめざしていくべき具体的な姿を4つにまとめ、その実現に向けた取組を計画的かつ着実に進めていきます。

姿1 安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿

- ◇多様な流通に対応できる産地が育成されるとともに国内外販路開拓に向けた環境が整備されることにより、消費者や食品産業事業者のニーズに対応できる農産物の生産・流通体制が整い、マーケットで支持される農産物が安定的に供給されています。
- ◇行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導が行われるほか、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成につながる自主管理が生産、加工、流通に携わる人びとに定着し、安全・安心な農産物が供給されています。

姿2 雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿

- ◇経営の法人化・多角化や雇用力強化、経営規模の拡大など、創造的農業経営をめざす農業経営体の育成や農業生産基盤の整備・保全等を通じ、力強い農業経営が実現しています。
- ◇こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家など多様な担い手が参画・共生する営農体制が集落等地域で構築され、地域農業の継続性が高まっています。
- ◇農業就業希望者を対象とした総合的な支援の展開や企業などの農業参入の促進を通じて、若者が就労の場として農業を選べる環境が整い、農業の次世代への円滑な継承が実現しています。

姿3 農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿

- ◇地域に暮らす人びとや地域内外のさまざまな主体が参画することにより、農業・農村の持つ多面的機能が維持・発揮されます。さらに、農村の豊かな資源を活用したビジネスの創出につながる多様な地域活動が展開されることにより、新たな雇用の場が創出され、地域の活力が向上しています。
- ◇地域防災力の強化や生活環境の整備、獣害につよい集落づくりが進むとともに、多面的機能を維持・発揮させていく体制が整うことにより、安心して暮らすことができる農村が実現しています。

姿4 食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

- ◇豊かで健全な食生活への志向が広がる中で、多様化する期待に応える新たな価値が農業や食品関連産業等に関わるさまざまな主体から提案され、地域資源の特徴を生かした競争力ある産品等が提供されることにより、県民等の皆さんの豊かな暮らしにつながっています。
- ◇県民の皆さんや消費者が県産農産物の魅力に触れる機会が増え、農業が果たす価値への理解が進むことにより、農業が県民の皆さんや消費者から適正に評価、支持されています。

3 基本計画の見直しにあたっての視点

今回の基本計画の策定にあたっては、これまでの3つの基本視点

- ① 安全で安心な農産物を安定的に供給するという普遍的な役割を發揮していく視点
- ② 新規就農者や農業経営体の経営を持続的に発展させていく視点
- ③ 農村を活性化していく視点

に加え、農業・農村を取り巻く情勢の変化をふまえた上で、新たに3つの視点から計画を見直しました。

見直しの視点1：AIやIoT、ロボット技術等、革新的技術がもたらす新たな展開

日々、進化・発達するAIやロボット、IoT、ロボット、センシング、ドローン等の先端技術を活用した「スマート農業」には、生産性向上や付加価値の創出、経営規模の拡大、労働力の削減や労働負担の軽減、新規就農者等への着実な技術継承などの効果を生み出す力があります。

また、気象や農作業記録、選別・選果などのビッグデータを活用し、栽培環境の改善や栽培管理技術の向上につなげる実証も全国で始まっています。

さらに、市場情報や消費行動などのビッグデータの解析により、消費者の心にささる商品やサービスの開発、適時適量の生産や流通の実現など、効果的で効率的なマーケティングの実践につながることを期待されています。

こうした「スマート農業」や「ビッグデータ解析技術」など革新的技術の導入・実装によって、今後、本県における農業や流通の現場が大きく変革する可能性があります。

取組視点1	労働力となる人材の最小限化と経営規模の拡大
<ul style="list-style-type: none">■ 水田農業を中心としたほ場管理システムとスマート農機の導入■ 水位センサーなど一体となったパイプラインシステムの整備■ AIの画像診断による自動収穫機や選別機の導入■ 労働を軽減するアシストスーツの導入■ 野生鳥獣の自動・遠隔捕獲システムの普及	
取組視点2	熟練農業者が有する技術の継承
<ul style="list-style-type: none">■ 気象や作物の生育状況に適した作業を提案するエキスパートシステムの開発・導入（気象やセンシングのデータを基にした生育診断・予測、畜産の発情発見等のシステム）■ 匠の技術を読み取らせたAIの画像診断による摘果や摘葉技術の普及	

取組視点3	農産物等の生産量の増加、品質向上や付加価値の創出
<ul style="list-style-type: none"> ■ AIによる画像診断と合わせたドローンによるピンポイントの農薬散布・施肥 ■ 食味測定コンバインの導入と合わせた、品質をもとにした新たな販売方法の実施 ■ センサーと自動制御や遠隔操作による温室やビニルハウスの複合環境コントロール ■ 気象や消費者行動等のビッグデータ解析による販売価格の設定等マーケティングの実践 	

見直しの視点2：持続可能な「食」・「仕事」・「生産環境」などの実現

先進国・途上国すべての国を対象として、2030年までに、経済・社会・環境の3つの面でバランスがとれた社会をめざすSDGsには、貧困や飢餓から、環境問題、経済成長や働きがい、ジェンダー平等などに至る広範な課題が網羅されています。また、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調しており、人びとが人間らしく暮らしていくための社会的基盤を達成することが目標となっています。

農業・農村の振興にあたって、こうしたSDGsの目標となっている経済・社会・環境のバランスがとれた社会の実現に向け、食料の安定供給、成長産業としての持続的な経営発展、女性や障がい者、外国人などの多様な人材の活躍、イノベーションの創出、気候変動への対応、防災面からの国土強靱化、農地・水・生物多様性などの環境保全、食育や食品ロスの削減などに取り組むことを明示していくことが必要です。



取組視点1	安全・安心な農産物の安定供給（食の持続性を確保する）
<ul style="list-style-type: none"> ■ GAP、有機農業などの人と環境にやさしい農業の推進 ■ 需要拡大に向けた、農産物の輸出促進やインバウンド需要への対応 ■ 食品ロスの解消に向けた、食育の推進、資源としての有効活用 	

取組視点2	農業経営の発展（産業としての持続性を確保する）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業が職業の選択肢に加わるための若者等へのPR ■ 就農希望段階から就農定着までのきめ細かなサポート ■ 就農者を雇用する農業法人等の経営者人材の確保・育成 ■ 発展途上にある専門的農業経営体の所得向上 ■ 後継者等への円滑な事業継承・経営継承 ■ 経営規模の拡大をめざす農業経営体と兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家などが共生する地域営農システムの確立（農地の集積・集約化、集落営農*組織、生産基盤の整備） ■ 経営体の経営発展を支える多様な人材の確保・育成 (若者、女性、高齢者、障がい者、生活困窮者、外国人などの活躍促進) ■ 新たな担い手の確保・育成（企業、福祉事業所等による農業参入） ■ 気象変動に対応できる品種の開発や新たな作物の導入、病虫害被害防止対策の実施 	

取組視点 3	農業・農村環境の維持・発展（生産環境の持続性を確保する）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域営農活動の推進 ■ 多面的機能を維持・発展させるための共同活動の推進 ■ 地域のコミュニティ機能の維持・発展に向けた地域資源を活用する取組の促進 	

見直しの視点 3：「協創」による自立的かつ持続的な農村地域の活性化

農村部においては、都市部に先駆けて人口減少と高齢化の進行が著しくなっており、その中でも中山間地域等では生産条件の不利性などから、高齢農家のリタイア等により、営農活動の継続困難による耕作放棄地の発生、集落機能の低下などが懸念されています。

こうした中、農村が維持・発展していくためには、農業者や住民が「独力」で課題を解決するのではなく、コミュニティを形成・活発化し、多様な担い手の共生による地域営農、農地や水路の保全といった共同活動の実施、地域内外の多様な人材の活用、地域資源を活用したビジネスの創出、ハードとソフトによる防災対策、野生鳥獣の被害軽減に向けた対策やジビエの利活用などに地域ぐるみで「協創*」しながら取り組む必要があります。



取組視点 1	農業・農村へのひとの流れを高める
<ul style="list-style-type: none"> ■ 就農希望段階から就農定着までのきめ細かなサポート ■ 就農者を雇用する農業法人等の経営者人材の確保・育成 ■ 本県の豊かな自然を生かした集客交流の拡大に向けた取組促進 ■ 世界から人を集める、超先進的農業経営体の育成 	

取組視点 2	新しい時代の流れを力にする
<ul style="list-style-type: none"> ■ Society 5.0 の実現に向けたスマート技術やバイオテクノロジーの導入・利活用 ■ SDGs の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）に基づいた多様な人びとの農業への参画・活躍の促進 ■ 令和 2（2020）年の東京 2020 大会を契機とするとともに、令和 7（2025）年の大阪・関西万博の開催を見据えた農産物の販売やインバウンド需要の獲得促進 	

取組視点 3	人材を育て生かす
<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規就農者のみならず、農業法人等の経営者や地域を牽引するイノベーターの育成 ■ 農村における、地域営農体制づくりやコミュニティ機能を維持増進するためのリーダー人材の発掘・育成 	

取組視点 4	民間と協働する
<ul style="list-style-type: none"> ■ スマート農業、フードイノベーション、県産農産物のプロモーション、農福連携、自然体験、輸出・インバウンド需要の獲得、生産基盤の整備などにおける民間事業者、大学、市町、金融機関、マスコミなどとの連携 	

取組視点 5	誰もが活躍できる地域社会をつくる人材を育て生かす
<ul style="list-style-type: none"> ■若者や女性、高齢者、障がい者、生きづらさや働きづらさを感じている者などの農業への参画促進 ■多様な人材の参画を通じた農村地域のコミュニティの育成やコミュニティビジネスの創出 	

取組視点 6	地域経営の視点で取り組む
<ul style="list-style-type: none"> ■多様な担い手の共生による、地域営農体制の構築 ■地域における人材や固有の資源などを生かしたビジネスの創出 (ジビエや再生可能エネルギーの利活用、農業・農村体験、直売所、農家レストラン、農林漁業体験民泊などの推進) ■地域における他産業との有機的結合による地域おこしビジネスへの発展 ■地域における経済循環の流れの創出 	

第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開

4つの「めざすべき姿」の実現に向け、次のとおり4つの「基本施策」を定めるとともに、その下に18の「基本事業」を位置付けて、施策を展開していきます。

＜基本施策と基本事業の体系＞

I 安全・安心な農産物の安定的な供給

- － 1 新たなマーケット等に対応した水田農業の推進
- － 2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
- － 3 畜産業の持続的な発展
- － 4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保

II 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

- － 1 地域の特性を生かした農業の活性化
- － 2 農業経営体の持続的な経営発展の促進
- － 3 農業を支える多様な担い手の確保・育成
- － 4 農福連携の推進
- － 5 農業生産基盤の整備・保全
- － 6 農畜産技術の研究開発と移転

III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

- － 1 地域資源を生かした農村の活性化
- － 2 多面的機能の維持・発揮
- － 3 災害に強い安全・安心な農村づくり
- － 4 中山間地域農業の振興
- － 5 獣害につよい農村づくり

IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

- － 1 新価値創出と戦略的プロモーションの展開
- － 2 県産農産物のブランド力向上の推進
- － 3 農業の国際認証取得の促進と活用

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

消費者の「食」に対する多様なニーズに応え、安全・安心な農産物を安定的に供給するため、農業の生産体制の維持・発展を図ります。

また、国内外における新たな需要の取り込みや、ICT等の活用によるスマート農業技術の導入など、「持続的なもうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進することにより、収益性と高付加価値化を意識した農業の展開を図ります。

さらに、農薬等の生産資材の使用や米穀等の食品表示について、行政による適切な指導・監督、生産・加工・流通に携わる人びとによる自主管理の定着を促進するとともに、家畜伝染病の発生防止等対策の徹底などを通じて、消費者の「食」に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図ります。

基本目標指標

農業産出等額	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額の合計（農林水産省生産農業所得統計・三重県調べ） （経営所得安定対策等による交付金等を含む）	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	1,205 億円 （平成30年）	1,225 億円 （令和10年）

※令和11年度の目標値は、令和12年春に把握できる令和10年の実績値により測ることとします。（農林水産省公表資料・三重県調べ）

現状と課題

本県では、平野部の水田地帯を中心に、米や小麦、大豆などの水田活用作物が生産されているほか、中山間地域においては、柑橘や茶、畜産物など、地域特性を生かした多彩な品目が生産され、県内外への供給やアジア経済圏等への輸出拡大に向けた取組などを通じて、本県の「食」の魅力の向上に貢献しています。

一方、農業産出額は、稲作依存度が高い本県農業の実状から、主食用米の需要減少や米価の低迷の影響を受け、平成2（1990）年の1,575億円と比較して平成30（2018）年には29.3%減の1,113億円となるなど、近年は回復基調にあるものの、厳しい状況となっています。

このような中、安全・安心な農産物等をマーケットニーズに対応して安定的に供給していくためには、スマート農業等の新たな技術の導入も図りながら、農産物供給力の維持向上に努めるとともに、本県の強みである豊かな食材や多様な食文化など、「食」の有するポテンシャルを最大限に活用し、消費者が期待する価値を発揮していくことが必要です。

また、消費者の食の安全・安心や環境保全に対する社会的な関心が高まる中、農産物の生産から流通に至る一貫した監視指導等に取り組んでいますが、食品の不適正な表示などが発生しています。

食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、家畜防疫の強化や農薬等生産資材の適正使用管理、米穀等の販売事業者の監視・指導の徹底、安全・安心な農産物生産システムの構築を図ることが必要です。

主な取組方向

- ① 農業を若者が魅力を感じる産業としていくため、国内外における需要の取り込みや、ICT等の活用によるスマート農業技術の導入など、「持続的なもつかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進します。
- ② 食料の生産力を強化するため、新たなマーケット等に対応した稲・麦・大豆・飼料用米等の生産拡大を進めるとともに、稲・麦・大豆の優良種子の生産と安定供給の確保に取り組めます。
- ③ 園芸産地の維持・発展を図るため、新品種等の導入拡大、栽培する品目の複合化、次世代施設園芸技術等の導入、加工・業務用需要や海外市場への対応など、産地改革を進める園芸産地の取組を支援します。
- ④ 畜産物の高品質化や生産コストの低減を進めるとともに、国内外への販路拡大の促進や食品事業者と連携したエコフィードなどによる高付加価値化等に取り組めます。また、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。
- ⑤ 米穀等の販売事業者の監視・指導を徹底するとともに、農産物の生産工程管理および衛生管理の推進、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用指導を進めます。
- ⑥ 高病原性鳥インフルエンザやCSFなど家畜伝染病の発生予防や発生に備えるため、関係団体と連携した防疫体制の強化に取り組めます。
- ⑦ 生鮮食料品の安定的・効率的な供給に向け、卸売市場の適正運営を図ります。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業 I-1】新たなマーケット等に対応した水田農業の推進

- ◇ 国の米政策への対応を図りつつ、製粉事業者とのサプライチェーンが形成されている小麦の生産拡大、大豆や飼料用米等の生産拡大、地域の特性に応じた新たな作目の導入などを経営所得安定対策等の活用により促進します。
- ◇ 稲・麦・大豆の種子については、主要農作物の種子に係る県条例を制定し、安定的に供給できる体制の構築に取り組めます。
- ◇ 「結びの神」や県を代表する銘柄米「伊賀コシヒカリ」などブランド米の振興と活用を進めるとともに、業務用途向け多収性品種や「神の穂」、「山田錦」といった酒米の生産など、事業者等と連携した県産米のシェア拡大に取り組めます。
- ◇ 水田作物の生産効率や品質等の向上に向けて、AIやIoT、ロボット等を活用したスマート農業技術の導入促進を図ります。

取組目標		
米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	県民の皆さんが食料として消費する米、小麦、大豆のうち、県内産により供給が可能な割合	
	現状値 令和1(2019)年度	目標値 令和11(2029)年度
	78% (平成30年度)	83% (令和10年度)

※令和11年度の目標値は、令和12年春に把握できる令和10年度の国概算値により測ることとします。(農林水産省公表資料)

【基本事業 I-2】 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

- ◇ 国内外の新たな需要の取込みなどを通じて、産地改革を進める園芸産地の取組を促進します。特に、次世代施設園芸技術などスマート農業技術の導入、水田を活用した野菜の生産拡大や加工・業務用需要への対応、栽培する品目の複合化に取り組みます。また、輸出に対応できる果樹や茶の産地づくりや需要が高く特色ある花き・花木等の品種導入などを進めます。
- ◇ 令和3年度に本県で開催される、三重とこわか国体、とこわか大会などの機会を捉えて、県産園芸品目産品の魅力発信を促進します。

取組目標		
産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	加工・業務用需要や海外市場への対応、栽培品目の転換による新産地の育成など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地数(累計)	
	現状値 令和1(2019)年度	目標値 令和11(2029)年度
	—	50産地

(三重県調べ)

【基本事業 I-3】 畜産業の持続的な発展

- ◇ TPP11や日欧EPA等への円滑な対応を図りつつ、畜産農家を核に関連産業等が連携する高収益型畜産連携体*づくりを進めます。
- ◇ AIやIoT、ロボットなどを活用したスマート技術の導入等により、畜産業のさらなる生産性の向上を図ります。
- ◇ 自給飼料の生産拡大や肥育素牛の県内生産体制の構築、県産畜産物のブランド力向上と国内外の販路拡大の促進等に取り組みます。
- ◇ 家畜伝染病に係る防疫体制の強化を図ります。特に、CSFに対しては、ウイルスの野生イノシシへのまん延防止と農場への侵入防止に向けた対策の徹底強化を推進します。
- ◇ 基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めるほか、畜産経営の安定化を図るため、国の経営安定制度等の活用を促進します。

取組目標		
高収益型畜産連携 体数（累計）	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が連携し、生産コスト低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上および雇用の創出等をめざす連携体数（累計）	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	16 連携体 （平成30年度）	40 連携体

（三重県調べ）

【基本事業 I-4】 農産物の生産・流通における安全・安心の確保

- ◇ 産地における地力の維持増進や I P M（総合的病害虫管理）*、有機農業といった環境に配慮した生産方式の導入を促進します。
- ◇ 農薬等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示などの監視・指導、事業者のコンプライアンス意識の向上に取り組みます。
- ◇ 食の安全性に関する情報提供の充実を図り、食の安全・安心に対する消費者、食品関連事業者および生産者の相互理解を深めます。特に、CSFなど家畜伝染病に対する消費者の理解促進に取り組み、豚肉等の安全性について周知を図ります。
- ◇ 卸売市場における生鮮食料品の安定的な供給に向け、卸売市場法に基づく取引ルールの遵守と、食品衛生法に基づく衛生管理の徹底を図るとともに、公正な業務運営と市場の活性化を促進します。

取組目標		
農業の生産・流通に おける安全・安心確 保率	農薬等生産資材の適正な流通・使用や米穀等の食品表示などを適正に行っていることを監視等により確認した生産・流通関連事業者（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	100% （平成30年度）	100%

（三重県調べ）

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向

農業経営体の経営を発展させるため、農地集積等による経営規模の拡大、複合化や多角化、法人化などに取り組むとともに、地域農業の発展に向け、こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの家族農業の維持・継続、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組みます。

また、農業を次世代に円滑に継承していくため、就農準備から定着までのステージに応じた新規就農者への支援に取り組むとともに、雇用力のある農業法人等を立ち上げる農業ビジネス人材の育成に取り組みます。さらに、農業経営体や産地を支える多様な担い手の確保に取り組むとともに、農福連携の拡大・定着を図ります。

農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体によるサポート活動の促進、新たな商品創出につながる研究開発等に取り組むとともに、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備・保全、災害からの円滑な農業復旧に取り組みます。

基本目標指標

認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	認定農業者のうち、所得等が 500 万円以上の経営体が占める割合	
	現状値 令和 1 (2019) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
	34.3% (平成 30 年)	50%

(三重県調べ)

現状と課題

認定農業者に対して行った経営実態調査では、認定農業者の平成 30 年の農業所得が平均で 770 万円となっており、他産業の従事者と遜色ない所得となっているものの、3分の2が 500 万円未満となっています。この中で、特に、水田農業など土地利用型の農業経営体における農業所得が相対的に低くなっており、こうした経営体の農地集積等による経営規模の拡大に向けて、地域における土地利用の合意形成を促進するとともに、生産性の向上や経営の法人化、多角化等を促し、農業所得の向上を図る必要があります。

また、中心となる担い手が不在の地域等において、営農の継続を図るため、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業が維持されるとともに、集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入などを促進する必要があります。

一方で、本県の農業就業人口は、平成 27 年には、10 年前と比べ約 40%減少するとともに、農業就業人口に占める 65 歳以上の割合は 75%(平成 27(2015))と高齢化が進んでいることなどから、新規就農者の確保・育成が必要です。本県における新規就農者は、最近では、年間 140 人を超える水準で推移しており、このうち 70~80%が農業法人に雇用

されて就農しています。こうした状況をふまえ、自営就農者に対しては、就農準備から就農・定着までの各段階におけるきめ細かなサポートが必要であるとともに、雇用就農者の受け皿となる農業法人の確保に向け、農業法人等を立ち上げる経営者人材の育成が求められています。さらに、産地や経営体では、農繁期等における労働力が不足しており、労働力となる多様な人材を確保することが喫緊の課題となっています。

農業分野における担い手確保と福祉分野における障がい者等の就労促進といった課題に対応できる農福連携に、三重県では平成 24 年度から本格的に取り組んでいます。これまでの取組により、平成 30 年度末の時点で、613 人の障がい者が農業に就労しています。今後も、障がい者による農作業の請負（施設外就労）等の促進により、障がい者の就労機会を拡大するとともに、「福」の範囲を広げ、生きづらさや働きづらさを感じている若者等の農業を通じた社会参画の取組が求められています。

こうした農業経営体の経営発展に向け、営農の高度化・効率化、農産物の品質向上を図るため、生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、生産や加工等技術について、研究開発に取り組み、生産現場等への移転を図ることが必要です。

主な取組方向

- ① 農業・農村の活性化を図るため、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進するとともに、新たな人材の参画・育成や活動規模の拡大等への取組を促進することで、地域活動の発展を支援します。
- ② 強い農業経営を実現するため、「人・農地プラン」の実質化を促進し、農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地集積・集約化を加速するとともに、農業経営体の法人化、多角化、企業等の農業参入などを促進し、雇用力のある農業経営体の育成を図ります。
- ③ 中心となる担い手が不在の地域等において、営農を維持・発展させるため、集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣地域で営農を行う農業経営体との連携促進等に取り組むとともに、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業の維持・継続の促進を図ります。
- ④ U・I ターンによる就農者の受入環境の整備や就農準備から定着に至る切れ目のない新規就農者への支援などを通じて、農業の内外から幅広い人材を呼び込むとともに、次世代農業の主軸となる担い手を確保・育成するため、産学官の連携により農業ビジネス人材を養成する仕組みの運用に取り組めます。
- ⑤ 産地における農繁期等の労働力を確保するとともに、農業経営体と労働力となる人材とをマッチングする仕組みの構築に取り組めます。また、農業経営体において従事者が定着するよう、労働環境の整備に取り組めます。
- ⑥ 農業分野における障がい者就労の促進に向け、農福連携に取り組む事業所等で構成される協議会や農福連携全国都道府県ネットワーク等と連携しながら、農福連携の認知度向上、障がい者の農業就労をサポートする人材の育成、農業経営体と福祉事業所との農作業のマッチング、ノウハウ商品の発信などに取り組めます。

- ⑦ 「三重県農業農村整備計画」に基づき、大区画化やパイプライン化などの高度な生産基盤の整備を計画的に進めるとともに、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により、優良農地の維持・保全を図ります。
- ⑧ 農業・畜産の各研究所において、新しい技術・知恵・情報を組み込みながら、農林水産技術の研究開発に取り組むとともに、開発した技術の農林水産事業者等への移転を進めることで、県民の皆さんの多様化するニーズに応える新たな商品やサービスの提供を促進します。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業Ⅱ-1】地域の特性を生かした農業の活性化

- ◇ 集落や産地などによる、地域資源を活用した新たな価値の創出に向けた「地域活性化プラン」の策定・実践を促進し、地域内での自主的な活動を進めます。
- ◇ 中心となる農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等が参画した地域営農体制の構築に取り組みます。
- ◇ 農業団体等と連携しながら、スマート農業の導入、担い手への農地の集積・集約化、農福連携の推進、労働力の確保などの農業経営体や産地における課題の解決に向けた取組を支援するなど、普及指導活動を展開します。

取組目標

地域活性化プラン 策定数（累計）	地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数（累計）	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	414プラン （平成30年度）	739プラン

（三重県調べ）

【基本事業Ⅱ-2】農業経営体の持続的な経営発展の促進

- ◇ 地域の話し合いを着実に進め、実効性の高い「人・農地プラン」の策定を促すとともに、農地中間管理事業の活用を中心に担い手への農地の集積、集約化を図ります。
- ◇ 集落における多面的機能の維持活動や基盤整備事業との連携を図りながら、集落リーダーの養成等を進め、地域のさまざまな方々の参画による集落営農の組織化、法人化を促進します。
- ◇ 地域の実情に応じて、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業の維持・継続の促進に取り組めます。
- ◇ 農業経営体のそれぞれの経営のステージに応じ、専門家派遣などを通じて、経営の規模拡大や6次産業化、法人化や後継者等への継承、施設機械等の整備などに必要となる知識や情報の提供、アドバイスなどに取り組めます。

- ◇ 農業経営体における経営の規模拡大や6次産業化等の取組に際して必要な資金について円滑な借入を促進します。
- ◇ 農業経営体の経営の安定を支える、農業収入保険や共済など農業保険制度の推進に取り組みます。
- ◇ 企業の農業参入や農協出資型法人等による農業経営の促進に取り組みます。

取組目標		
担い手への 農地集積率	県内の農地のうち、農地中間管理事業をはじめとする農地の流動化施策により、担い手となる農業経営体に集積された農地の割合	
	現状値 令和1(2019)年度	目標値 令和11(2029)年度
	37.9% (平成30年度)	70%

(三重県調べ)

【基本事業Ⅱ-3】農業を支える多様な担い手の確保・育成

- ◇ 新規就農者について、就農希望～就農直後～就農定着～経営発展のそれぞれの段階において、国の事業・制度も活用しながら、就農者に寄り添ったきめ細かいサポートに取り組みます。また、U・Iターン就農者の受入環境の整備や大学生等を対象とした就労体験などを進めます。
- ◇ 増加傾向にある雇用就農者の受け皿となる農業法人の経営者等、農業ビジネスを実践する人材を、実習と講義などの研修と産学官連携による養成の仕組みを通じて育成を図ります。
- ◇ 農畜産経営体や産地における農繁期などの労働力として、若者や子育て中の女性、高齢者、外国人など、それぞれの実情に応じ、確保に向けた取組を進めます。また、こうした人材の定着に向け、経営体等における労働環境や人材の育成体制の整備など「働き方改革」の推進を図ります。
- ◇ 就農者の定着に向け、経営体等において、高温となる夏期の働き方の改善ややりがいや醸成される働きやすい労働環境の整備に取り組むとともに、人材の育成体制の整備を促進します。
- ◇ 農村女性の活躍の場を創出するとともに、さまざまな方針決定の場への女性の登用を推進します。また、女性の就農や起業に加え、仕事と育児の両立に向けたワーク・ライフ・バランスの取組等を促進します。

取組目標		
新規就農者数 (単年度)	県内で農業に就業した45才未満の人の数	
	現状値 令和1(2019)年度	目標値 令和11(2029)年度
	169人 (平成30年度)	180人

(三重県調べ)

【基本事業Ⅱ-4】農福連携の推進

- ◇ 農福連携に取り組む民間団体等と連携しながら、農畜産経営体における障がい者の雇用、福祉事業所の農業参入、障がい者による福祉事業所を通じた農業での施設外就労、農業経営を行う特例子会社などの拡大を図り、障がい者の農業分野での就労を拡大します。
- ◇ 障がい者を雇用している農業経営体や農業に参入した福祉事業所が主体となった、需要に応じた農産物の生産・加工・販売を、食品産業事業者などと連携しながら進めます。
- ◇ 農福連携の社会的認知度の向上を図るため、農福連携のPRなどに取り組みます。
- ◇ 農業分野と福祉分野をつなぐ人材として、「農業版ジョブコーチ」や農業者と福祉事業所の間で農作業の斡旋などに取り組むコーディネーターの育成に取り組みます。
- ◇ 農福連携の効果を生かし、生きづらさや働きづらさを感じている若者等に対し、農業の就労体験を通じた本格就農や他産業への就労による社会参画を促進します。

取組目標

農業と福祉との連携による新たな就労人数（単年度）	農業における障がい者等の新たな就労人数	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	-	48人

（三重県調べ）

【基本事業Ⅱ-5】農業生産基盤の整備・保全

- ◇ 農業生産力の強化に向けて、AIやIoT、ロボット等を活用したスマート農業を実践するなど、農業生産の低コスト化や高度化に対応できるほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備等を「三重県農業農村整備計画」に基づき計画的に進めます。
- ◇ 耕作放棄地の発生抑制や再生、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用を通じ、優良農地の確保を図るとともに、指定市町などにおける農地制度の適正な運用を進めます。

取組目標

基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の地区の農地面積のうち、担い手への集積が図られた農地面積の割合	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	43.0%	80.0%

（三重県調べ）

【基本事業Ⅱ-6】 農畜産技術の研究開発と移転

- ◇ 気温上昇などの環境変化や実需者のニーズ等に対応した新たな作物の生産技術や新品種の開発などを進めます。
- ◇ AIやIoT、ロボット、センシング、ドローン技術を活用した高品質安定・省力化生産技術の開発、雇用就農者の働きやすい労働環境条件の解明などを進めます。
- ◇ 畜産物の生産コストの低減や機能性など付加価値の創出を図るため、食品の残渣等を利用した畜産の飼養技術の開発を進めます。
- ◇ 国や民間企業が開発した新品種、農薬や肥料などの本県での適応性を調査研究します。
- ◇ 開発や適応性が確認された技術等について、農業者や食品産業事業者等への円滑な移転に取り組みます。

取組目標

農畜産技術の開発 成果が活用された 商品等の数（累計）	農業研究所および畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（累計） ①開発技術、②県が開発した特許・品種等	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	175 件 （平成30年度）	450 件

（三重県調べ）

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした 農村の振興と多面的機能の維持・発揮

めざす方向

農村地域の活力向上を図るため、三重の豊かな自然を“体験”という方法で活用・発信する取組や地域資源を活用したビジネスの展開などにより、国内外からの集客・交流を促進します。

また、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に向けた取組を支援するとともに、安心して暮らすことができる農村づくりに向け、農業用ため池や排水機場等の豪雨・耐震化対策および長寿命化などによる地域防災力の強化や生活環境の整備を進めます。

さらに、中山間地における地域農業が活性化するよう、さまざまな人びとの参画による、地域営農体制の構築とともに、商品の開発・販売や農地保全に向けた取組などを支援します。

獣害につよい農村づくりに向け、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」に総合的に取り組めます。

基本目標指標

農山漁村の活性化につながる新たな取組数 (累計)	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数	
	現状値 令和 1 (2019) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
	—	175 取組

(三重県調べ)

現状と課題

農村は、豊かな自然環境、良好な景観や食文化など多彩な地域資源を有していますが、地理的・経済的条件を背景とした人口減少や高齢化に伴う人材不足などから、その魅力を十分に生かしきれていない状況となっています。

都市に住む若者を中心に、田園回帰の動きなどがあり、こうした動きを本県農山漁村への定住につなげていくため、豊かな自然、美しい景観、食文化など、地域の魅力を生かした取組を活性化することにより、新たな雇用の場の創出を図る必要があります。

これまで「三重まるごと自然体験構想」などに基づき、三重が誇る豊かな自然を「体験」という形で生かし、交流の促進を図ってきた結果、農山漁村の交流人口は着実に増加しています。今後は、さらに長期の滞在を促すため、健康の視点も加えた自然体験の推進とともに、「食べる」・「泊まる」を組み合わせた滞在交流の推進や、効果的な情報発信などに取り組む必要があります。

また、農業・農村が持つ県土保全や水源かん養など多面的な機能の維持・発揮に向け、多様な主体による農地・農業用施設等の適切な保全活動を促進する必要があります。特に、中山間地域等については、耕作放棄地の増加や集落機能の低下に加え、農業生産基盤整備や生

活環境整備の立ち後れが問題となっています。農地集積と一体となった基盤整備を推進することにより、小規模な兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家などが参画する地域の営農体制を構築するとともに、集落のコミュニティ機能を維持するため、地域資源を活用した商品の開発や販売、農地の保全などに向けた取組を促進する必要があります。

さらに、中山間地域農業の象徴である棚田地域の活性化に向け、令和元年6月には、「棚田地域振興法」が制定され、棚田を地域資源として生かしながら、保全していく仕組みの構築が求められています。

一方で、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、ため池の管理体制の強化を進める中、選定基準の見直しにより防災重点ため池が大幅に増加したことから、近い将来発生が想定される南海トラフ地震、台風や豪雨などの頻発・激甚化する自然災害に備えるため、農業用ため池および排水機場等の防災対策をハード・ソフトの両面から進める必要があります。

野生鳥獣による被害は、減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、被害軽減が実感されていない集落があることや、自動車等との衝突事故など生活の安全・安心が脅かされていることから、その被害軽減に向け、獣害対策を集落ぐるみで行う「体制づくり」、侵入防止柵の整備などを行うための「被害対策」、野生鳥獣のモニタリングに基づいた「生息数管理」、捕獲した野生獣を有効に生かす「獣肉等の利活用」に取り組む必要があります。

主な取組方向

- ① 国内外の人びとのより長い滞在・交流の促進を図るため、さまざまな主体と連携し農山漁村地域の資源を活用したビジネス創出の取組などを促進します。
- ② 健康の視点を加えリニューアルした「三重まるごと自然体験構想 2020」に基づき、市町を越えた連携による「食」「泊」を組み合わせた滞在交流の促進や、効果的な情報発信などに取り組みます。
- ③ 農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農村地域における農地・水路・農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動、中山間地域等における持続的な農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動を支援します。
- ④ 農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池、排水機場等の豪雨・耐震化対策および長寿命化等のハード対策とあわせて、管理体制の強化等に向けたソフト対策を計画的に進めることで防災・減災対策を推進し、地域防災力の向上に取り組めます。
- ⑤ 中山間地域等における農業の維持・発展に向け、生産基盤整備および生活環境整備の総合的な整備を推進するとともに、小規模な兼業農家や高齢農家などが参画する集落営農などの地域営農体制の構築に取り組めます。また、地域のコミュニティ機能を維持するため、さまざまな人びとの参画を得ながら、地域資源を活用した商品やサービスの開発や提供を促進し、農地保全につなげます。
- ⑥ 野生獣の侵入防止柵の整備や集落周辺の草刈りなど環境整備等を進めるとともに、捕獲者の確保や捕獲技術の向上を図りながら、農業および生活被害の防止や野生イノシシへのCSFウイルスの感染拡大防止に向けた捕獲強化に関係者と連携し取り組みます。また、人と獣の棲み分けによる共生社会の実現を目指し、国の「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（環境省・農林省）」の方針に基づき、計画的な個体数調整などに取り組めます。

- ⑦ 県が定めた「みえジビエ*フードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用等により、ジビエのさらなる安全性・品質の確保に取り組みます。また、関係市町・団体等と連携して、安定供給に向けた体制の強化や新商品の開発、販路拡大などに取り組みます。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業Ⅲ-1】地域資源を生かした農村の活性化

- ◇ 本県の農山漁村において国内外の人々との交流を促進するため、農山漁村の魅力発信や、農家レストラン、農家民宿など農村の地域資源を活用したビジネスの創出を支援します。
- ◇ 自然体験活動をさらに促進するため、活動団体等のネットワークを強化しながら、従業員等の健康管理を経営的視点から実践している企業やアウトドア用品メーカーなどさまざまな企業等と連携し、自然体験活動のフィールドを生かした新たな価値協創や効果的な情報発信に取り組みます。
- ◇ 農山漁村において長期滞在する来訪者を拡大するため、市町を越えた連携などによる「自然体験」「食」「泊」を組み合わせた滞在交流の取組を促進します。

取組目標

農山漁村の交流人口	農山漁村において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる施設(観光客実態調査対象施設を除く)の利用者数	
	現状値 令和1(2019)年度	目標値 令和11(2029)年度
	1,503千人 (平成30年度)	1,803千人 (令和10年度)

※令和11年度の目標値は、令和10年度の実績値により測ることとします。(三重県調べ)

【基本事業Ⅲ-2】多面的機能の維持・発揮

- ◇ 農地・水路・農道等といった地域資源の保全・景観形成に向けた活動など、国土の保全、水源かん養、良好な景観形成など農業・農村の有する多面的機能を支える地域の共同活動を大学や企業など多様な主体の参画を得る中で促進します。
- ◇ こうした活動に、若者や女性、都市住民など地域内外からの多様な人材の参画を促し、地域活動の持続性の向上につなげます。

取組目標		
多面的機能維持・ 発揮のための地域 活動を行う農業集 落率	農林業センサスにおける農業集落のうち、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	53.7%	65.8%

（三重県調べ）

【基本事業Ⅲ-3】 災害に強い安全・安心な農村づくり

- ◇ 南海トラフ地震や激化する自然災害に備え、農業用ため池や排水機場等の豪雨・耐震化対策および長寿命化などのハード対策とあわせて、管理体制の強化などのソフト対策を計画的に進めるとともに、農業用施設の適切な維持・更新に取り組みます。
- ◇ 農村における生活の利便性の向上や地震等災害の発生に備え、農道や集落道の計画的な整備を進めます。

取組目標		
ため池や排水機場 の整備により被害 が未然に防止され る面積	豪雨・耐震化対策や長寿命化の緊急性が高い農業用ため池や排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備・対策が進められることにより、災害が未然に防止される面積	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	3,357ha	8,000ha

（三重県調べ）

【基本事業Ⅲ-4】 中山間地域農業の振興

- ◇ 中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。
- ◇ 農業の生産条件が不利な中山間地域等の実情をふまえ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に進めます。また、農地中間管理事業を契機とした基盤整備の導入を進めることにより、多様な担い手の確保・育成を促進します。
- ◇ 小規模な兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家、企業やNPO法人などが参画した、集落営農組織の育成に取り組むとともに、地域資源を活用した商品の開発や販売、農地の保全などに向けた取組を促進することで、地域営農体制の構築を図ります。

取組目標		
「人・農地プラン」を策定した中山間地域の集落率	中山間地域において、実効性の高い「人・農地プラン」を策定した集落の割合	
	現状値 令和 1 (2019) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
	23% (平成 30 年度)	50%

(三重県調べ)

【基本事業Ⅲ-5】 獣害につよい農村づくり

- ◇ 獣害対策に取り組む集落づくりに向け、地域リーダーの育成や捕獲者の確保などの人材育成と集落等における「体制づくり」を進めるとともに、集落ぐるみによる侵入防止柵の整備や追い払い、イノシシ等の捕獲などを進める「被害防止」に取り組み、人と獣の棲み分けを図ります。
- ◇ 人と獣の共生をめざし、二ホンジカの生息数推定やサル群れの状況のモニタリングを基礎とした個体数調整を行う「生息数管理」に取り組みます。
- ◇ 「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「みえジビエフードシステム登録制度」の適正な運用等により、ジビエのさらなる安全性・品質の確保を図ります。また、関係市町・団体等と連携して、安定供給に向けた体制の強化や新商品の開発、販路拡大などに取り組みます。
- ◇ C S F ウイルスの感染拡大防止に向け、野生イノシシの生息数低減に取り組みます。

取組目標		
野生鳥獣による農業被害金額	イノシシ、二ホンジカ、二ホンザル等による農業の被害金額	
	現状値 令和 1 (2019) 年度	目標値 令和 11 (2029) 年度
	233 百万円 (平成 30 年度)	161 百万円 (令和 10 年度)

※令和 11 年度の目標値は、令和 10 年度の実績値により測ることとします。(三重県調べ)

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

豊かで健全な食生活への志向が広がる中、県民の皆さんの「食」に対する多様な期待に応え、農業・農村の有する新たな価値を提案できるよう、産学官の連携やAIやIoT、ロボット等の先進技術を取り入れた新たなビジネス、商品の創出、戦略的なプロモーション等を進め、地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産につなげていきます。

また、魅力ある県産品等が数多く生まれる中で、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者の皆さんに伝えていく取組を進め、県産農産物に対する支持の拡大を図ります。

基本目標指標

「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額（累計）	農林水産資源を高付加価値化する「みえフードイノベーションプロジェクト」から生み出された県内事業者の商品等の売上額および新たに「三重ブランド」に認定された事業者の商品等の売上額の合計	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	4億円	99億円

（三重県調べ）

現状と課題

食のグローバル化の進展をはじめ、東京2020大会を契機とした新たな需要やインバウンドの拡大、スマート技術の普及など、農林水産業を取り巻く状況が大きく変化する中、農林水産物などの地域資源を活用した競争力の高い商品・サービスの開発や新たな市場の開拓等を分野横断的なイノベーションの促進や先端技術の導入により、加速する必要があります。

伊勢志摩サミットや東京2020大会を契機としたプロモーションの実施により、「三重ブランド」をはじめとするストーリー性のある県産農林水産物への関心・評価が高まっていることから、これらが有する本質的な価値に着目したブランド力の向上と消費者等に的確に魅力を伝えていく取組を強化する必要があります。

特に、東京2020大会に関連した需要に対する供給やその後の取引継続・拡大に向けて、引き続き、農業者の国際水準GAPの認証取得を促進するとともに、認証取得をビジネスチャンスの拡大につなげられるよう、認証取得した農産物等の販路拡大に取り組む必要があります。

また、令和3年に開催される「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」では、県外から来訪する人びとに対し、本県で生産される食の魅力を発信するとともに、令和7年に大阪市で開催される万国博覧会なども見据え、オール三重で食のプロモーションを展開していく必要があります。

主な取組方向

- ① 「持続的なもうかる農業」の実現に向け、さまざまな分野が連携した「みえフードイノベーション」の促進やA I・I o Tなどの先進技術の積極的な活用により、新たな商品、サービスの創出に取り組みます。
- ② さまざまな機会を生かし、県内や中京・京阪神地域はもとより、首都圏やアジア地域への販路拡大に向け、東京 2020 大会の成果等をフル活用した戦略的なプロモーションを生産者や企業等との連携を強化しながら展開します。
- ③ 農産物やその加工品のブランド化支援や6次産業化等を担う人材の育成を通じて、三重県産農産物・加工品のブランド力の向上に取り組みます。
- ④ 生産者の顔が見える直売などの地産地消や農業体験などを通じて、食を考える食育を推進します。
- ⑤ 多様な主体と連携を図りながら、県産農産物が有する本質的な価値に触れる機会を提供します。
- ⑥ 農業経営体の国際認証取得に向けた取組を加速させるとともに、認証を取得した農産物の生産者と事業者とのマッチングの促進による販路拡大等を図ります。

目標達成に向けた施策展開の内容

【基本事業Ⅳ-1】新価値創出と戦略的プロモーションの展開

- ◇ 産学官ネットワーク等の活用による「みえフードイノベーション」の形成等を通じて、意欲的な農業者による農産物の高付加価値化や販路開拓の取組を促進します。
- ◇ A IやI o T、ロボットなどの先進技術を活用し消費者ニーズ等を収集・分析する取組を通じて、新しい商品やサービスの開発につなげるプロジェクトを促進します。
- ◇ 東京 2020 大会を契機に培った企業等との連携を強化しながら、世界で選ばれるみえの農産物を目指した県産農産物のプロモーションを戦略的に展開します。

取組目標

県産農林水産物を生かした新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業数（累計）	みえフードイノベーションプロジェクト参加企業数および、首都圏等でのP R事業における連携企業数の合計値（累計）	
	現状値 令和1（2019）年度	目標値 令和11（2029）年度
	187件 （平成30年）	450件

（三重県調べ）

【基本事業Ⅳ-2】 県産農産物のブランド力向上の推進

- ◇ 生産者の顔が見える直売や小ロットによる地域内流通、外食や中食における地元産の活用促進の動きに対応した「地産地消」、農業体験や地物を食することを通じて食の大切さや農業を考える「食育」を推進することを通じて、県内さまざまな場面で県産農産物の魅力発信や地域内における安定供給、食品ロスの削減などを図ります。
- ◇ 「三重ブランド」をはじめとするストーリー性のある生産物や人と自然にやさしい農業の取組による農産物などの県産農産物が有する本質的な価値に触れる機会の提供や、それらの情報に係る消費者・実需者等とのコミュニケーションの醸成などを通じて、県民や国内外から来県する人びとによる県産農産物に対する支持の拡大に取り組みます。
- ◇ 農産物のブランド化に向けた支援や6次産業化に意欲的な人材の育成等を通じて、県産農産物のブランド力の向上を図ります。

取組目標

県産農林水産物の ブランド力向上に 取り組む事業者数 (累計)	農林水産物のブランド化支援や6次産業化等を担う人材の育成を通じて、新たにブランド力の向上に取り組んだ事業者数	
	現状値 令和1(2019)年度	目標値 令和11(2029)年度
	7者	129者

(三重県調べ)

【基本事業Ⅳ-3】 農業の国際認証取得の促進と活用

- ◇ G A P 指導活動を推進し、G A P を実践する農業経営体の拡大を図ります。
- ◇ 国際水準 G A P の認証を取得する農業経営体の拡大と産地強化を図るため、産地を対象とした団体認証取得の促進に取り組みます。
- ◇ 有機農業や有機 J A S 認証を指導できる人材を育成するとともに、生産者への指導体制を整備し、欧米等への輸出でニーズの高い茶をはじめ、農産物の有機 J A S の認証取得の促進に取り組みます。
- ◇ 国際認証を生かして、農産物の輸出促進に取り組むとともに、首都圏での営業活動や万国博覧会を控える大阪など関西圏での生産者と事業者とのマッチングを促進し、認証取得農産物の販路開拓・拡大に取り組みます。

取組目標

農林水産業の国際 認証等を活用した 新たなマッチング による取引件数 (累計)	国際水準 G A P 等 (GLOBALG.A.P、ASIAGAP、有機 J A S など) を活用した新たなマッチングによる取引件数	
	現状値 令和1(2019)年度	目標値 令和11(2029)年度
	10件	205件

(三重県調べ)

第5章 推進体制の整備

1 計画の推進体制

計画に掲げる基本施策を着実に推進し、その目標を実現していくためには、「県民力による協創の三重づくり」を基本として、農業生産に取り組む主体である農業者はもとより、消費者や関係団体、行政が連携・協創を図りながらそれぞれの役割に応じた積極的な取組が展開されることが重要です。

(1) 農業者に期待される役割

農業者には、計画推進の主役として、安全・安心な食料を安定的に供給するとともに、農業および農村の多面的機能の発揮を通じて県土の保全や景観の形成などに貢献していることを認識し、地域経済を支える重要な産業としての農業に従事していることに誇りを持って自らの農業経営を展開していくことが求められます。

また、消費者との交流はもとより、食品産業等の他産業との連携協力を努めながら、安全・安心な食料の供給のための安全・安心農業生産に取り組むことにより、農業および農村を起点とした新たな価値の創出に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

(2) 農業団体等に期待される役割

農業団体等には、それぞれの団体の設立目的をふまえて、組織や機能の強化、県民・消費者の皆さんや他産業との連携協力を図りながら、意欲ある多様な担い手の確保・育成、優良な農地の確保、産地形成、販路開拓、6次産業化や農商工連携等による新たな価値の創出、農村地域の活性化などを支援していくことが期待されます。

(3) 他産業に期待される役割

食品産業等の他産業には、農業者と同様に、安全・安心な食を供給するとともに、県産農産物の利用や農業者との連携協力の促進、県内外への情報発信、県産食材の供給等を通じて、農業および農村の活性化に貢献することが期待されます。

(4) 県民の皆さんに期待される役割

県民の皆さんには、単に食料を購入・消費するだけでなく、農業および農村の果たしている役割を理解するとともに、広く国際的な情勢や地球環境問題などについての情報を入手し、食に対する知識や食を選択する力を身につけることが求められています。

また、地産地消運動などへの参画とともに、農業者との交流活動や農地や農村の保全活動等にも積極的に参画することなどが期待されます。

(5) 市町に期待される役割

市町には、農業者や農村地域住民にとって最も身近な行政機関（基礎自治体）として、そのエリアにおける農業および農村の活性化を促進する役割が期待されています。

このため、市町には、農業および農村施策の展開にあたって、関係機関や団体等との

連携協力を図りつつ、地域段階における創意工夫に基づく農業者や集落、産地等の主体的な取組を引き出し、支援していくことが期待されます。

(6) 県が果たす役割

県では、全県的な視野で、安全・安心な食料の安定的な供給や三重県農業を支える意欲ある多様な農業者や新規就農者等の確保・育成、農村を維持、活性化するための農村地域施策や農業および農村を起点とした新たな価値創出の促進に取り組みます。

また、基礎自治体である市町や、農業団体等との密接な連携のもと、

- ① 安全・安心な農業生産に取り組む産地やブランド形成、高付加価値化、多様な農業者が意欲と経営感覚を持って持続的に農業経営を展開していくことができる環境づくりなど、創意工夫に基づく農業者や地域等の主体的な取組に対する支援
- ② 普及指導活動などによる、生産技術面におけるスペシャリスト機能、経営発展促進面や地域活性化面等におけるコーディネート機能の発揮などを通じた、地域の主体的な取組に対するマンパワーを生かした支援
- ③ 農業者や消費者のニーズ、食品産業事業者等の多様なニーズ・シーズ、急速に変化する社会情勢等をふまえた研究開発とともに、生産等の現場で直面する諸課題の解決につなげる視点からの研究開発の実施
- ④ 市町が行う農村地域施策に対する補完と支援

など、地域の実状に即した農業および農村の活性化に取り組んでいきます。

2 注力する取組とその推進体制

この基本計画で掲げた、4つのめざすべき将来の姿をひとまとめにした姿である「持続可能なもうかる農業」の実現をめざしていくうえで、施策横断的に関係者が一体となって、取組に果敢に挑戦していくことが必要なことから、注力する取組とそのための推進体制（プロジェクト・危機管理）を設定します。

<プロジェクト1> スマート農業技術の実装

それぞれの産地や農業経営体において、AIやIoT、ロボット、センシング、ドローン等のスマート農業技術の実装を促進するためのプロジェクトを展開します。

1 めざす姿と取組方向

(1) スマート農業技術の実装

ア めざす姿

- ・労働力となる人材を最小限にして、経営の規模拡大や効率化が図られている姿
- ・熟練農業者の技術を若い後継者が継承し、農業に定着・活躍している姿
- ・農産物等の生産量の増加や品質の向上、新たな付加価値が生まれている姿

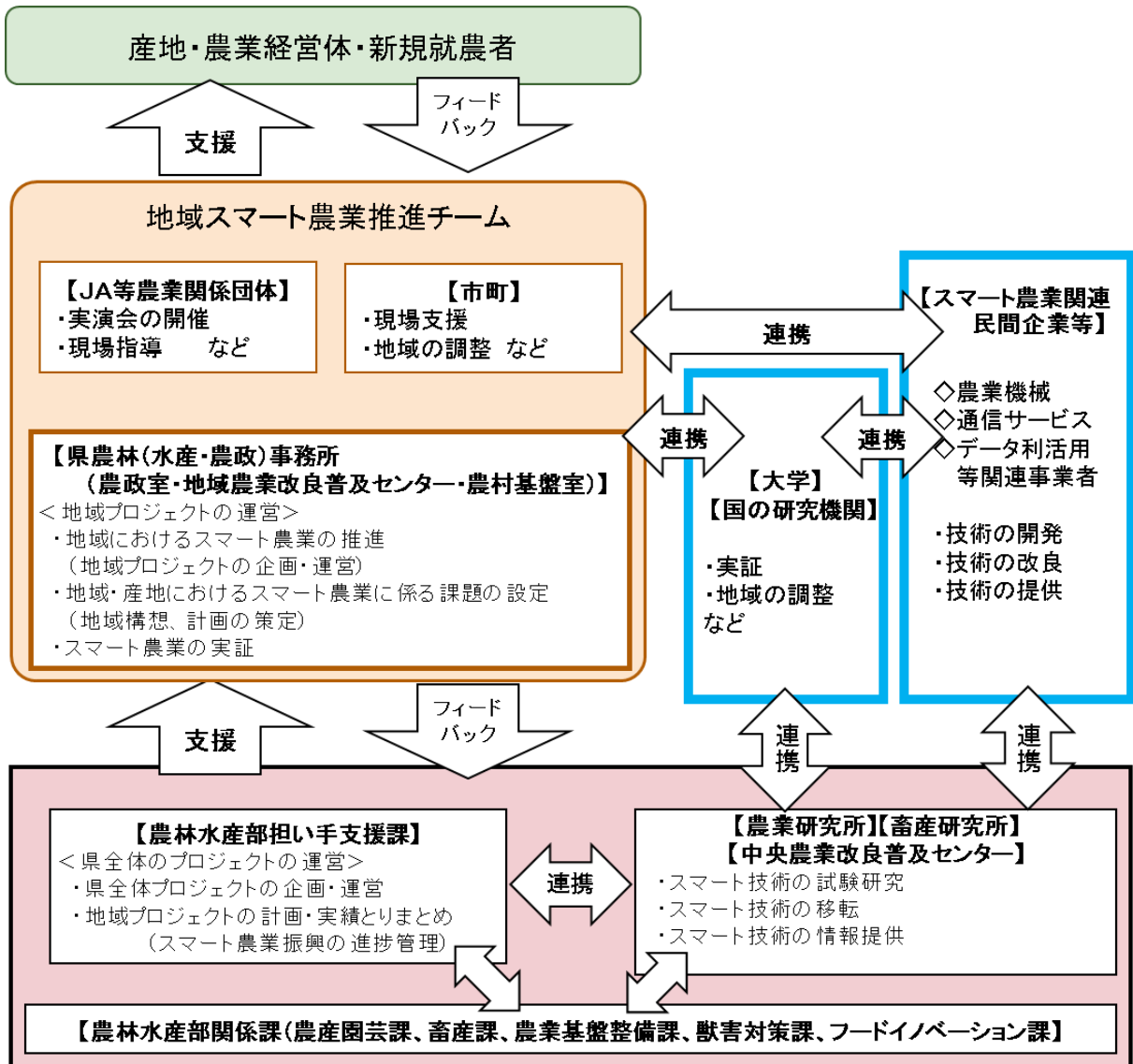
イ 地域の推進主体における取組方向

- ① さまざまなスマート農業に関する情報を取捨選択しながら、それぞれの産地や農業経営体にとって、必要な情報を提供していきます。
- ② 企業等が開発したスマート農業技術について、それぞれの産地や農業経営体の実情に応じて必要と考えられる技術の現場実証に取り組みます。
- ③ 産地や農業経営体を対象として、スマート農業に係る導入可能な技術や将来必要となる技術等の研修などに取り組み、スマート農業人材の育成を図ります。
- ④ 実証の結果、効果が確認されたスマート農業技術などについて、他の産地や農業経営体に対する導入促進を図ります。
- ⑤ 農業研究所、畜産研究所において、企業等と連携しながら、本県の産地や農業経営体に導入可能なスマート農業技術の各種試験や改良に向けた研究などに取り組みます。

2 スマート農業の実装に向けた推進体制

地域において、農林水産事務所が中心となって、スマート農業の実装に向けた推進チームを設置し、企業、国の研究機関、大学等と連携しながら、スマート農業の実証など地域課題に応じたプロジェクトを展開します。また、県庁の関連課や研究所がスマート農業技術に関する情報提供や技術移転など地域のプロジェクトの支援に取り組みます。

(参考) スマート農業技術の実装に向けた推進体制のイメージ



＜プロジェクト2＞ 多様な担い手の確保・育成

それぞれの地域や産地において、必要となる担い手を確保し、育成していくためのプロジェクトを展開します。

1 めざす姿と取組方向

(1) 地域リーダーの確保・育成を通じた話し合いの促進による、担い手への農地の集積・集約化の促進

ア めざす姿

- ・水田地帯や茶産地、果樹産地等において、集落を単位に、リーダーの牽引により、活発に話し合いが行われ、担い手への農地の集積・集約化が進んでいる姿

イ 地域の推進主体における取組方向

- ① 地域や産地において、集落等を牽引し、合意形成を進めるリーダーの確保・育成に取り組めます。
- ② 地域のリーダーなどと連携し、集落等を単位とした話し合いを進めます。話し合いでは、集落の農業者を対象として、農業継続の意向に関するアンケート調査の結果や農地地図に示した農地利用に関する現状などをふまえ、農地の受け手となる担い手を明確にした「人・農地プラン」の策定を進めます。
- ③ 「人・農地プラン」に基づき、計画的に担い手への農地集積を進めます。
- ④ 担い手同士の話し合いを促進し、農地の交換等による集約化を進め、団地化を図ります。

(2) 産地や農業経営体における労働力の確保

ア めざす姿

- ・産地において、農業経営体に労働力となる人材を確保する仕組みが構築されている姿
- ・農業経営体において、従事者が働きやすい労働環境が整備され、定着している姿

イ 地域の推進主体における取組方向

- ① 地域や産地において調査を進め、若者、女性、高齢者、障がい者等の活躍を促進し、農業経営の発展を支える労働人材の確保に取り組めます。
- ② 活用が期待できる労働人材と産地や農業経営体とのマッチングに取り組むとともに、継続して労働人材を確保してマッチングできるよう、労働力補完の仕組みづくりを進めます。
- ③ 確保した労働人材が農業経営体において定着するよう、労働環境の整備に取り組めます。

(3) 小規模な兼業農家や高齢農家等の参画・連携による地域農業・集落機能の維持発展

ア めざす姿

- ・集落等において、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業が維持・継続されるとともに、多様な担い手が参画した集落営農等により、地域農業が維持・発展している姿

- ・こうした関係者に加え、企業やNPO法人などの参画により、地域農業の維持・発展に必要な農地や農道・水路が適切に維持管理されている姿

イ 地域の推進主体における取組方向

- ① 地域を牽引できるリーダーの発掘および地域関係者による話し合いの場の創出に取り組みます。
- ② 集落関係者に対する地域農業の発展に関する意向確認に取り組みます。
- ③ 集落営農の推進に向け、組織化、オペレーターの確保、農業機械の導入などに取り組みます。
- ④ 集落営農組織の経営発展に向け、法人化や6次産業化などの経営の高度化に取り組みます。
- ⑤ 国の補助事業などを活用し、地域住民や企業、NPO法人、学校などの参画を得て、地域農業の担い手となる農業経営体だけでは作業実施が困難な畦畔の除草、農道の補修や水路の清掃・補修などが進められる地域の体制づくりに取り組みます。

(4) 地域活性化プランの取組推進

ア めざす姿

- ・集落等において、核となる農業経営体や、小規模な兼業農家、高齢農家、農村女性など多様な担い手が主体となり、企業やNPO法人などと連携して、地域資源を活用した商品やサービスの開発・提供などを通じて、地域農業やコミュニティが活性化している姿

イ 地域の推進主体における取組方向

- ① 農業者や産地、地域において、地域資源等を活用した新たな取組を行う場合に、参加者による話し合いなどを通じて、実現までの活動などをプランに落とし込んでいきます。
- ② プラン策定にあたっては、これまでどおり、地域活性化プラン支援チーム（以下、「支援チーム」という）のほか、連携する関係者（企業や大学、NPO法人）なども参加し、情報提供やアドバイスを実施します。この時に、活動の実行に活用できる国や県が行う支援事業や制度などについても支援チームがアドバイスし、プランが円滑に実行できるよう支援します。
- ③ プラン実行にあたっては、支援チームや連携する関係者がハズオン支援等に取り組み、プランの実現を応援します。また、プランの実現後であっても、さらに活動内容のブラッシュアップや新たな活動の開始を支援チームが支援していきます。

(5) 農福連携の推進

ア めざす姿

- ・地域の協力を得て、福祉事業所が農業に参入している姿
- ・農業経営体において障がい者等の雇用が進むとともに、農業経営体におけるさまざまな作業を福祉事業所が請け負い、障がい者等が従事して、貴重な戦力になっている姿

イ 地域の推進主体における取組方向

- ① 福祉事業所に対し、農業参入の優良事例や障がい者における体力増強・精神安定など

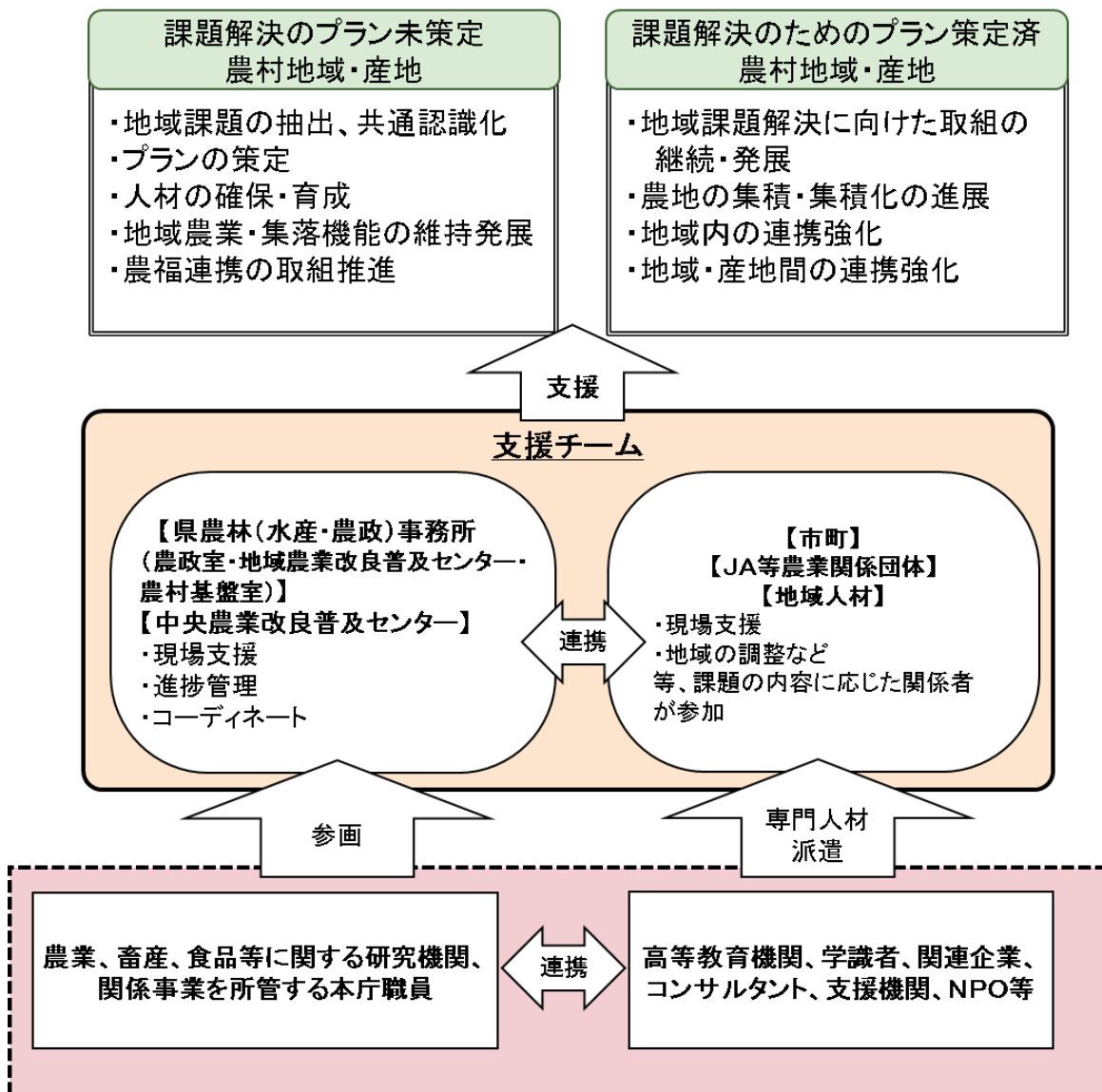
の効果を紹介するなど、農福連携のPRに取り組みます。

- ② 農業参入を希望する福祉事業所に対し、農業に関する情報の提供、支援員や利用者を対象とした農業技術指導などに取り組みます。
- ③ 労働力の確保が必要な農業経営体において、福祉事業所や農業版ジョブコーチと連携し、障がい者の就労体験などを進めます。
- ④ 農業経営を行っている福祉事業所に対し、農業経営の発展に向け、農業技術や6次産業化の取組支援を進めます。

2 多様な担い手の確保・育成に向けた推進体制

農林水産事務所が中心となって市町や農業関係団体、地域人材と連携しながら支援チームを設置し、多様な担い手の確保・育成にかかる地域課題の解決に向けたプランの作成とその実践を支援します。また必要に応じ、地域の支援チームの活動を県庁の関連課および研究所が大学や企業、NPOなどと連携しながら支援に取り組みます。

(参考) 多様な担い手の確保・育成に向けた推進体制



＜プロジェクト3＞ 国際認証を生かした販売促進の展開

農業経営体における国際水準GAPや有機JASなどの国際認証の取得推進、取得した国際認証を生かした農産物の取引の拡大や農村地域における都市住民・訪日外国人との交流拡大を促進していくためのプロジェクトを展開します。

1 めざす姿と取組方向

(1) 国際水準GAP等の認証取得の推進

ア めざす姿

- ・GAP指導員等の活動により、国際水準GAPの認証を取得した農業経営体が拡大している姿
- ・有機農業や有機JAS認証を指導できる人材が育成されるとともに、生産者への指導体制が整備され、農産物の有機JASの認証取得が拡大している姿

イ 地域の推進主体における取組方向

- ① GAP指導活動を推進し、GAPを実践する農業経営体の拡大を図ります。
- ② 国際水準GAPの認証を取得する農業経営体の拡大と産地強化を図るため、個別認証に加えて、産地を対象とした団体認証取得の促進に取り組みます。
- ③ 有機農業や有機JAS認証を指導できる人材を育成するとともに、生産者への指導体制を整備し、欧米等への輸出でニーズの高い茶をはじめ、農産物の有機JASの認証取得の促進に取り組みます。

(2) 国際水準GAP等の認証を生かした国内外におけるプロモーションの展開

ア めざす姿

- ・国際水準GAPや有機JASの認証を取得した県産農産物について、国内の小売店やレストラン等で活用されている姿

イ 推進主体における取組方向

- ① 首都圏での営業活動や万国博覧会を控える大阪など関西圏での生産者と事業者とのマッチングを促進し、認証取得農産物の販路開拓・拡大に取り組みます。
- ② 国際認証を生かして、農産物の輸出促進に取り組みます。

(3) 多様なツーリズムが展開されるほか、国際認証を取得した農産物等を生かした都市と農村の交流拡大の促進

ア めざす姿

- ・農村などで、国際認証を取得した農産物を活用した食が提供され、都市住民や訪日外国人などとの交流が拡大している姿

イ 地域の推進主体における取組方向

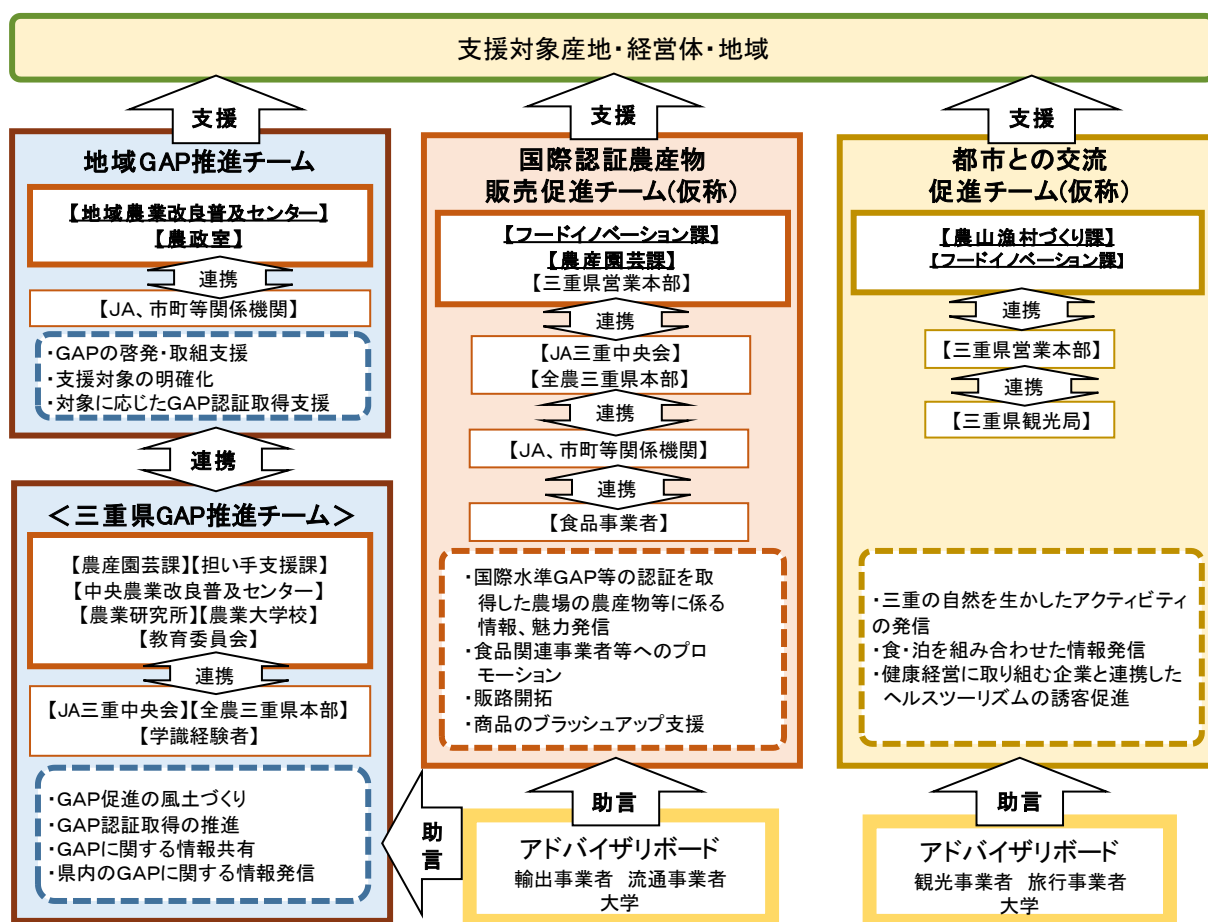
- ① 従業員等の健康管理を経営的視点から実践している企業やアウトドア用品メーカー、健康関連企業などと連携し、自然体験のフィールドを生かした農村への誘客に取り組みます。
- ② さまざまな企業などと連携し、本県の農村における食や泊などの魅力やアクティビティなどの情報の発信に取り組みます。

③ 市町を越えた「体験」「食」「泊」を組み合わせた滞在交流の取組を促進します。特に農家レストランや農家民宿等における食の提供に際しては、国際認証を取得した農産物などの活用を促進します。

2 国際認証を生かした販売促進の展開に向けた推進体制

県庁の関連課を中心とした「三重県GAP推進チーム」と、農林水産事務所を中心とした、JA・市町等関係機関で構成される「地域GAP推進チーム」が連携し、産地や経営体等の国際水準GAP等の認証取得を支援します。また、国産認証農産物の販売促進については、県庁の関連課が中心となって、関係機関と連携しながら、商品のブラッシュアップ支援や販路拡大支援に取り組みます。さらに、農村と都市との交流促進については、農林水産部が中心となり観光部局等と連携しながら、食・泊の魅力やアクティビティの情報を発信するとともに、農村での国際認証農産物の活用を促進します。

(参考) 国際認証を生かした販売促進の展開に向けた推進体制のイメージ



＜危機管理体制＞ CSF等家畜防疫対策の強化・徹底

CSFや鳥インフルエンザ、さらには隣国で発生しワクチンが開発されていないASFなど、家畜伝染病の発生を未然に防ぐとともに、万一発生した場合には、的確に対応するため、関係者が一致団結した危機管理体制を構築します。

1 めざす姿と取組方向

(1) ウイルスの侵入防止策の強化・徹底

ア めざす姿

- ・畜産農家において、ありとあらゆるリスクを想定し、家畜伝染病に係るウイルスの農場・畜舎への持ち込み防止が強化徹底されている姿

イ 地域の推進主体における取組方向

- ① 人・物・車両による農場へのウイルスの持ち込み防止の強化・徹底に取り組みます。
 - ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用
 - ・人や物の出入りの記録
 - ・肉を含む飼料の加熱処理 等
- ② 野生動物の侵入防止対策の強化・徹底に取り組みます。
 - ・侵入防止柵の整備
 - ・バークリーナーの排出口などの改修整備
 - ・飼料保管場所へのネズミ等野生動物の排せつ物などの混入防止
 - ・畜舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・死亡家畜の処理までの適切な保管衛生 等

(2) ウイルスのまん延防止策の強化

ア めざす姿

- ・家畜伝染病のウイルスを媒介する野生イノシシや野鳥などについて、モニタリングが適切に行われるとともに、ウイルスに感染している野生イノシシの個体数が着実に低減している姿

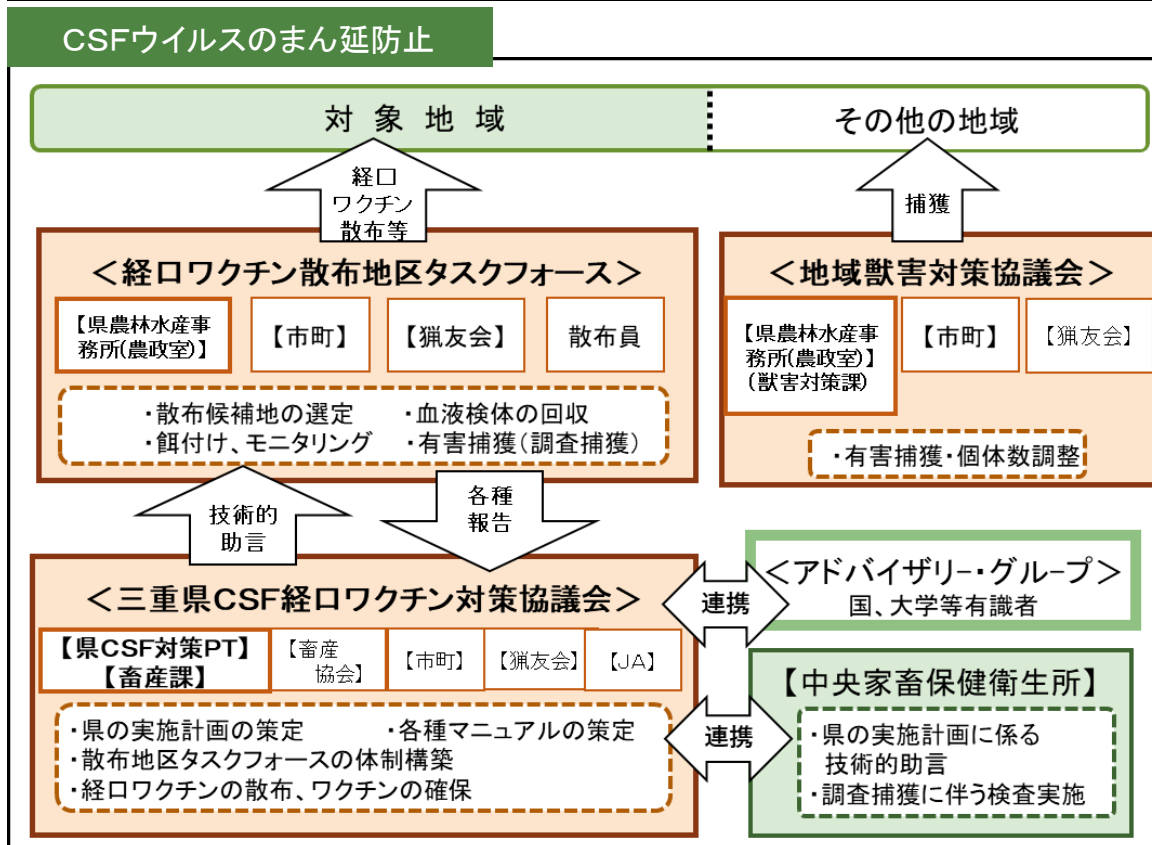
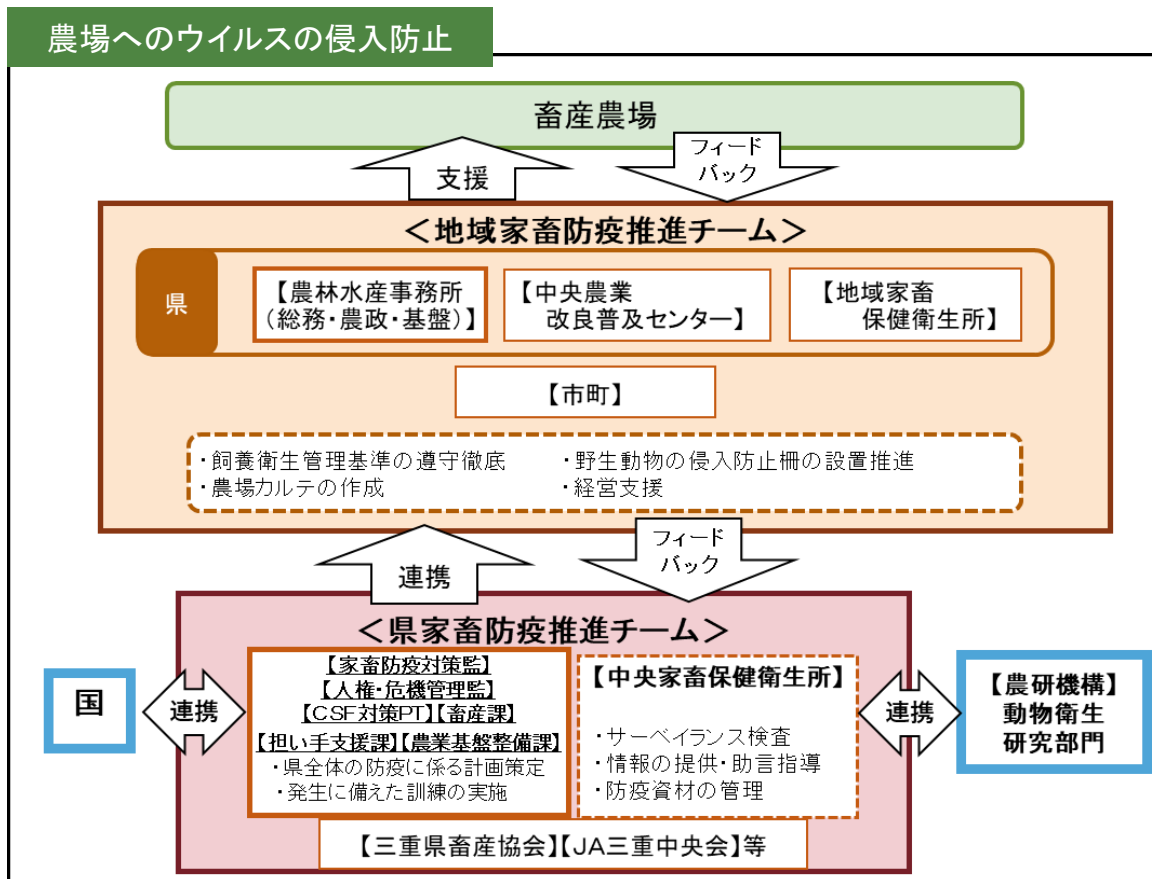
イ 推進主体における取組方向

- ① CSFの経口ワクチン散布を継続するとともに、野生イノシシの生息管理として、モニタリングおよび狩猟促進による個体数の低減化に取り組みます。
- ② 鳥インフルエンザの発生防止に向け、野鳥のウイルス感染の有無などのモニタリングに取り組みます。

2 CSF等家畜防疫対策の推進体制

ウイルスの侵入防止に向け、農林水産事務所および家畜衛生保健所等が中心となり、市町・関係団体と連携しながら畜産農場の防疫対策の強化・徹底を支援します。また、ウイルスのまん延防止に向けては、県域で県や市町、猟友会、畜産協会を構成員とする三重県豚コレラ経口ワクチン対策協議会を設置するとともに、地域に農林水産事務所および市町、猟友会を構成員とするワクチン散布地区タスクフォースを設置し、CSFの経口ワクチン散布や調査捕獲等の対策を進めます。

(参考) CSF等家畜防疫対策の推進体制のイメージ



参 考 資 料

1 用語の解説

基本計画に掲載されている用語の説明です。

(1) A B C (アルファベット)

単語	解 説	掲載場所
B C P (業務継続計画) / B C M (事業継続管理)	Business Continuity Plan / Business Continuity Management の略。災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画と、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動。	第 2 章
C S F (豚熱)	Classical swine fever の略。CSF ウイルスの感染による豚とイノシシの病気。強い伝染力と高い致死率が特徴。	第 1・2 章 基本施策 I 基本施策 III 第 5 章
E P A (経済連携協定)	Economic Partnership Agreement の略。2 以上の国や地域の間で、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や政府調達におけるルール作り、さまざまな分野での協力の要素等を含む幅広い経済領域での連携力の強化を目的とする協定。	第 1・2 章 基本施策 I
F T A (自由貿易協定)	Free Trade Agreement の略。2 以上の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。	第 2 章
G A P (農業生産工程管理)	Good Agricultural Practice の略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。	第 1・2・3 章 基本施策 IV
I o T	Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるものがインターネットにつながり、相互に情報交換、機器制御が行われる仕組みのこと。IoT によってモノから集められたデータを基に、自動化の進展度、新たなサービス・付加価値が生み出されている。	第 1・2・3 章 基本施策 I 基本施策 II 基本施策 IV 第 5 章
I P M (総合的病害虫管理)	Integrated Pest Management の略。化学農薬に依存せず、病害虫や雑草を管理する多様な手法を総合的に用いて、農作物への被害を経済的に許容できる水準以下になるように管理する体系のこと。	基本施策 I

単語	解 説	掲載場所
アールセツプ R C E P (東アジア 地域包括的経済連 携)	Regional Comprehensive Economic Partnership の略。東南アジア諸国連合加盟 10 ヶ国を中心に、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの 6 ヶ国が交渉に参加する広域経済連携のこと。	第 2 章
U・I ターン	U ターンとは、出身地から離れて都市部等に暮らしている方が出身地に戻って暮らすこと。I ターンとは、都市部等に暮らしている方が地方に移住すること。	基本施策 II

(2) 五十音

単語	解 説	掲載場所
か行		
家族農業	農業労働力の過半を家族労働力が占めている農業	第 1・2 章
協創	それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくこと。	第 3 章 基本施策 III 第 5 章
経営所得安定対策	食料自給率・自給力の向上を図ることなどを目的として実施される国の対策で、米、麦、大豆および飼料用米等の作物を生産する農業者に対し交付金が交付される。	第 2 章 基本施策 I
高収益型畜産連携体	畜産経営体を核として、耕種農家や関連産業、異業種等が 3 者以上連携（行政等の支援組織は除く）して、生産コストの低減や畜産物のブランド化等によって収益力の向上および雇用の創出等をめざす連携体。	基本施策 I
さ行		
サプライチェーン	製造業において使用される用語で、原材料の調達から製造・販売・配送までの全体の流れのこと。農産物の生産（上流）から下流（食品の流通・販売）をつなぐ、複数企業間の連携の意味としても用いられる。	第 2 章 基本施策 I
食育	さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	第 2・3 章 基本施策 IV
集落営農	農村の集落を単位として、農地の合理的利用、機械・施設の共同利用、共同作業など、農業生産工程の全部または一部について共同で取り組む組織のこと。	第 3 章 基本施策 II 基本施策 III

単語	解 説	掲載場所
た行		
多面的機能	農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等のこと。	第2・3章 基本施策Ⅱ 基本施策Ⅲ 第5章
地域活性化プラン	「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、地域や産地などを単位に策定される農業および農村の活性化のための活動プランのこと。	第2章 基本施策Ⅱ 第5章
な行		
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町長の認定を受けた農業者。	第1・2章 基本施策Ⅱ
農地中間管理事業	農業の競争力を強化するため、都道府県ごとに整備された農地中間管理機構において、農地を出し手から借り受け、受け手となる担い手に貸し付けることにより、担い手ごとの集積・集約化を推進する事業。	第2章 基本施策Ⅱ 基本施策Ⅲ
農地中間管理機構	平成26(2014)年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、担い手への農地集積・集約化を加速させるため、農地中間管理事業を行う法人として、都道府県段階で1つ設置された公的な機関のこと。	第2章
は行		
パイプライン化	営農における水管理労力を軽減するとともに、水質の向上と節水を図るため、農業用開水路を地中化し給水栓による用水の供給を行うこと。	第2章 基本施策Ⅱ
バリューチェーン (価値連鎖)	原材料の調達から商品化、流通、販売までの企業の活動を一連の価値(Value)の連鎖(Chain)として捉えたもの。	第2章
人・農地プラン	農業者の高齢化や担い手不足が懸念される中、地域や集落の話し合いに基づいて、市町が地域農業の中心となる経営体の明確化や経営体への農地集積のルールづくり、将来ビジョンなどを定める計画で、集落単位での策定を推進している。	基本施策Ⅱ 第5章

単語	解 説	掲載場所
ま行		
みえジビエ	三重県内で捕獲、解体処理された野生のニホンジカ、又はイノシシの肉のうち、人の食用にするもので、「みえジビエフードシステム登録制度」に登録された野生獣解体処理施設において、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」に基づき解体処理されたもの。	基本施策Ⅲ
みえフードイノベーション	県内の農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の智恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。	第2章 基本施策Ⅳ
みえフードイノベーション・ネットワーク	みえフードイノベーションを具体的に進めるために立ち上げる、異業種・産学官によるネットワークのこと。	基本施策Ⅳ
三重ブランド	県のイメージアップと観光および物産の振興を目的として、県を代表する産品とその生産者を認定する制度。	第2章 基本施策Ⅳ
ら行		
6次産業化	1次産業が、加工（2次産業）や流通販売（3次産業）などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態をあらわす言葉。	第2章 基本施策Ⅱ 基本施策Ⅳ 第5章
わ行		
ワーク・ライフ・バランス	ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。	基本施策Ⅱ

2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本計画（第九条）

第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保（第十条―第十四条）

第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（第十五条―第十七条）

第三節 地域の特性を生かした農村の振興（第十八条―第二十条）

第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（第二十一条―第二十三条）

第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（第二十四条）

附則

三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた。また、「食」に関する意識の高まりとともに、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなってきている。

しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を^{ぼう}変貌させるおそれがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念される。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となっている。

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に発揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。

このような考え方に立って、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等によりその活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。
- 二 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- 三 食品産業事業者 食品に係る製造、流通その他食品に関する役務の提供を行う事業者をいう。
- 四 地産地消 地域の需要に応じた農産物を当該地域で生産すること及び地域で生産された農産物を当該地域において消費し、又は利用することをいう。
- 五 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進される農業生産活動をいう。

(基本理念)

第三条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

- 一 農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることにかんがみ、需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。
- 二 農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。
- 三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。
- 四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、

前項の施策等を講ずるものとする。

- 3 県は、第一項の施策等の実施に当たっては、市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するものとする。

(農業者等の役割)

第五条 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 農業者等は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町、食品産業事業者その他関係者との連携協力を努めるものとする。
- 3 農業者等は、農業生産及びこれに関連する活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努めるものとする。

(県民の参加等)

第六条 県民は、食に関する知識並びに農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本計画

第九条 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標
 - 二 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策
 - 三 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。
- 6 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準

用する。

第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策

第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保

(水田の最適な利用)

第十条 県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(園芸作物等の産地の形成)

第十一条 県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(畜産の健全な発展)

第十二条 県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全・安心農業生産の取組の促進)

第十三条 県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の安全・安心の確保)

第十四条 県は、農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

(多様な農業経営の確立)

第十五条 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の農業への参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(技術及び知識の向上)

第十六条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。

(農地の有効利用等)

第十七条 県は、農業生産に必要な農地の確保及び有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積、遊休農地の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

第三節 地域の特性を生かした農村の振興

(農村の総合的な振興)

第十八条 県は、農村の総合的な振興を図るため、生活環境の計画的な整備の推進、農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興)

第十九条 県は、農業及び農村の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(野生鳥獣による被害の防止)

第二十条 県は、野生鳥獣による農産物の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

(新たな価値の創出を図るための取組の促進)

第二十一条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする。

- 一 食品産業事業者その他関係者と連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓(次号において「商品の開発等」という。)を行う取組
- 二 農産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動による商品の開発等を行う取組
- 三 消費者と直接的なつながりを持つことによる農産物若しくは商品の生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う取組
- 四 農業生産の現場、農産物、農村の景観その他地域の農業及び農村に係る観光資源の特徴を活用して、役務の開発、提供又は需要の開拓を行う取組

五 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して農産物又はその加工品を輸出する取組

六 前各号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るために必要な取組

(認証制度等の推進)

第二十二條 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を図り、三重県の知名度の向上を図る施策

二 安全・安心農業生産の下で生産され、かつ、知事が定める基準を満たした農産物の周知を図る施策

三 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、及び親しむ機会の拡大を図ること等により地産地消を一層推進する施策

四 前三号に掲げるもののほか、農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるために必要な施策

(食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進)

第二十三條 県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場所において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、学校給食、事業所の食堂等において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

第二十四條 県は、農村地域団体（次の各号のいずれかに該当する団体をいう。以下同じ。）による農業及び農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、当該農村地域団体が掲げる目標を達成するための計画の策定及び当該計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

一 集落を基礎とした農業者等の組織する団体（農業者でない住民が参加するものを含み、その活動区域が農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六條第一項の規定により指定された農業振興地域その他知事が必要と認めた地域にあるものに限る。）

二 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四條第一項の規定により指定さ

れた野菜指定産地又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三第三項の規定により果樹農業振興計画において形成に関する方針を明らかにされた広域の濃密生産団地で農産物の生産又は出荷を行う者の組織する団体

- 三 前二号に掲げるもののほか、前二号に規定する団体に準ずるものであって知事が適当と認めたもの
- 2 県は、農村地域団体の設立に向けた農業者等の組織化を促進するため、市町その他関係者と連携し、農業者等の意欲の増進その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、農村地域団体が行う第一項の取組を円滑かつ効果的に推進するため、市町その他関係者と連携し、必要な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成22年12月28日 三重県条例第59号)

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する
基本計画
2020年（令和2年）3月
三重県

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL:059-224-2016（担い手支援課）
FAX:059-223-1120